



社会福祉法人中信社会福祉協会
第1次中長期計画

おもいやりビジョン

『後期基本計画』

令和6年度～令和10年度

利用者の心に寄り添い、皆が幸せになる 「おもいやり」に満ちた法人経営を目指して



わが国は、令和4年に初めてとなる「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の国連審査を受けました。「虐待は防げているか」、「雇用は進んでいるか」、「障がいのある女性の人権は守られているか」などの観点から審査が行われ、その結果、数多くの改善点が浮き彫りになりました。特に、障がい者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていないという指摘がなされ、「脱施設化」に向けた取組みを推進することが勧告されました。利用者が現に生活する場であり、地域のセーフティネットとして大きな役割を担う入所施設を4カ所運営する当法人にとって、障がい者の希望に応じた地域生活の実現や一層の権利擁護の推進に向け、さらなる取組みが必要となっています。

一方で、利用者の安全を確保し、安心して自分らしい生活を送るため、法人が将来にわたって安定した経営を続けていくことが一貫して変わらない社会福祉法人の大きな使命です。持続可能な法人経営の原動力であり、利用者に寄り添う職員は法人にとって大切な財産です。職員がモチベーションを高め、意欲をもって働ける職場づくりが利用者、職員両者の幸せにつながります。

このことから、当法人は、社会福祉事業者として取り組む事業を総合的・体系的に推進していくため、「第1次中長期計画（おもいやりビジョン）」を平成31年3月に策定し、組織機能の強化、障がい者の自立支援及び社会参加の促進、障がい特性に応じた福祉サービスの充実など、具体的な取組みを進めてまいりました。このたび、前期基本計画の計画期間が令和5年度末で満了となることから、全職員の参加のもと、前期5年間の事業を検証・評価し、今後5年間の後期基本計画を策定いたしました。

私たち障がい福祉に携わる者は、援助者の価値観や基準で支援するのではなく、利用者の立場・視点に立って利用者自身の意思決定を支援していくことが肝要です。利用者に寄り添い、利用者の幸せを第一に考えることを基軸とし、今後も地域の皆様や関係機関の方々と協力しながら、この計画を進めてまいりたいと考えております。本計画の策定に当たり、ご指導、ご協力をいただきました、利用者、ご家族、関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

社会福祉法人中信社会福祉協会

理事長 井上 俊浩

目次

理事長あいさつ

第1章	はじめに	1
1	中長期後期基本計画策定に当たって	2
2	計画策定の背景	2
3	計画の期間と構成	3
4	障がい者福祉を取り巻く社会動向	6
5	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	10
第2章	基本構想	13
1	計画策定の目的	14
2	基本理念	14
3	基本構想—長期経営ビジョン（令和元年度～令和10年度）	15
4	基本方針	15
第3章	基本計画（後期基本計画）	17
1	経営	18
1-1	職場風土の醸成	19
1-2	健全な財政運営	19
1-3	強靱で透明性の高い法人運営	19
2	サービスの向上	20
2-1	人権の尊重と権利擁護の推進	20
2-2	利用環境の向上	21
2-3	利用者の高齢化への対応	21
2-4	障がいの重度化への対応	22
3	地域とのつながり	23
3-1	地域との交流	23
3-2	地域の社会資源との協働	24
3-3	地域移行の推進	24
3-4	情報の発信及び提供	24
4	人材の確保と育成	25
4-1	人材の確保	25
4-2	人材の育成	26
4-3	離職予防と職員間の連携	26

第4章 行動・事業評価フレーム	27
1 経営	30
1-1 職場風土の醸成	30
1-2 健全な財政運営	34
1-3 強靱で透明性の高い法人運営	36
2 サービスの向上	40
2-1 人権の尊重と権利擁護の推進	40
2-2 利用環境の向上	42
2-3 利用者の高齢化への対応	48
2-4 障がいの重度化への対応	50
3 地域とのつながり	52
3-1 地域との交流	52
3-2 地域の社会資源との協働	54
3-3 地域移行の推進	56
3-4 情報の発信及び提供	58
4 人材の確保と育成	60
4-1 人材の確保	60
4-2 人材の育成	64
4-3 離職予防と職員間の連携	66
資料編	71
1 法人の概要及び沿革	72
2 組織図	73
3 施設概要	74
4 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	75
5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	77
6 松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画	78
7 計画策定の経過	80
8 施設長会議（中長期計画検討会議）及び中長期計画策定チーム名簿	81
9 用語解説	82

第1章 はじめに

はなく、「必要があれば支援を受けながら自分で決めること（自己決定）」を自立としています。二つの条項において、地域生活支援の促進が示されています。

当法人は、これらの趣旨を真摯に受け止め、サービスの充実及び質の向上を目指します。

（2）社会福祉法の改正（社会福祉法人制度改革）

社会情勢がめまぐるしく変化するなかで、社会福祉法人の内部留保やガバナンス※2・財務の問題からイコールフットィング論※3が起こり、平成28年（2016年）、社会福祉法人制度改革※4により、社会福祉法が見直され、① 経営組織のガバナンスの強化、② 事業運営の透明性の向上、③ 財務規律の強化、④ 地域における公益的な取り組み※5を実施する責務など、社会福祉法人の経営の質が問われることとなりました。

社会福祉法人は、その特性を活かして自主性・自律性のある法人経営の安定的な継続とともに、社会の期待に応えられるよう地域福祉の充実・発展に寄与していく必要があります。地域社会のセーフティネット※6を構成する社会資源として、利用者一人ひとりの尊厳を守る良質な福祉サービスを行いつつ、地域に暮らす人々の安心を担い、多様化・複雑化する生活課題、福祉ニーズへの対応が必要となっています。

3 計画の期間と構成

法人の将来像の対象となる期間は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間を基本構想の期間として、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間を前期基本計画、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を後期基本計画の期間とします。令和10年度（2028年度）には、第2次中長期計画を策定し、時代のニーズに即した計画内容に見直します。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

（1）計画期間図

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第1次中長期計画 基本構想										第2次中長期計画 基本構想		
前期基本計画					後期基本計画							
										前期基本計画		

(2) 計画構成図

法人基本理念

基本構想（長期経営ビジョン）

基本方針

1 経営



管理職研修

重点取組み目標

将来を見据えた持続可能な法人運営

【主な取組内容】

- ポストコロナを見据えた利用者の確保
- 人事制度等改革の推進
- SDGs への取組み
- ICTを活用した業務の効率化、省力化等
- 収入の確保と事務事業の継続的な見直し

2 サービスの向上



大規模災害対応訓練

利用者の幸せを実現するための質の高いサービスの提供

【主な取組内容】

- 人権の尊重と権利擁護の推進
- 防災・防犯対策と業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施
- 障がいの重度化と利用者の高齢化への対応
- 職員の専門性の向上

3 地域とのつながり



梓川中学校との交流事業

障がい者の地域生活を支える仕組みづくり

【主な取組内容】

- コロナ禍で希薄となった地域とのつながりの再構築
- 地域移行の推進のための支援体制の構築
- 障がい者の地域生活を支える居宅介護等新規事業の実施
- 情報の発信と社会福祉啓発への取組み

4 人材の確保と育成



先進施設視察研修

人材確保と育成の継続的な取組み

【主な取組内容】

- 最先端の介護ロボット技術等の活用による職員の負担軽減
- 魅力ある職場づくりと継続的な人材確保の取組み
- キャリアパスの見直しと職員研修の充実

基本施策

具体的な取組み

1-1 職場風土の醸成	1-1-1 人事制度見直し、人事評価システムの導入等【充実】 1-1-2 職員の健康管理 1-1-3 衛生計画と衛生委員会	1-1-4 管理職研修の開催 1-1-5 苦情・要望への対応 1-1-6 SDGsへの取組み【新規】
1-2 健全な財政運営	1-2-1 健全な財政運営【充実】 1-2-2 計画的な施設保全【充実】	1-2-3 社会福祉充実計画 1-2-4 確実な経理・会計業務
1-3 強靭で透明性の高い法人運営	1-3-1 理事会、評議員会 1-3-2 情報開示と意見提言の反映 1-3-3 本部機能の強化とコンプライアンス意識向上【新規】	1-3-4 業務の省力化とDX化【新規】 1-3-5 コスト意識の醸成【充実】 1-3-6 PDCAサイクルの実践
2-1 人権の尊重と権利擁護の推進	2-1-1 人権・権利擁護の取組み【充実】 2-1-2 障がい者・高齢者への理解の深化【充実】 2-1-3 成年後見制度の活用促進	2-1-4 障がい者相談体制【充実】 2-1-5 利用者の意思決定の尊重 2-1-6 合理的配慮
2-2 利用環境の向上	2-2-1 グループホームの充実【充実】 2-2-2 障がい児福祉サービス【充実】 2-2-3 利用定員、開業日の拡大【充実】 2-2-4 機能訓練等の拡大【充実】 2-2-5 生活・活動環境づくり【充実】 2-2-6 利用者満足度調査の実施【充実】 2-2-7 行事、イベント等の企画実施	2-2-8 介護設備・機器【充実】 2-2-9 施設のあり方検討 2-2-10 防災訓練実施等【充実】 2-2-11 防犯訓練実施等【充実】 2-2-12 感染症予防対策【充実】 2-2-13 交通事故防止対策【充実】 2-2-14 支援技術向上のための研修
2-3 利用者の高齢化への対応	2-3-1 利用者高齢化への取組み【充実】 2-3-2 看取りなどの知識習得	2-3-3 医療機関等との連携【充実】 2-3-4 終末期介護のあり方
2-4 障がいの重度化への対応	2-4-1 障がい重度化への対応【充実】 2-4-2 重度障がい者等への対応	2-4-3 研究機関等との連携【充実】 2-4-4 受入れ体制の構築【充実】
3-1 地域との交流	3-1-1 新たな公益的取組み【充実】 3-1-2 職員の知識技能の還元【充実】 3-1-3 学生ボランティア受入れ等	3-1-4 地域行事への参加 3-1-5 利用者作品の出展【充実】 3-1-6 地域との交流機会【充実】
3-2 地域の社会資源との協働	3-2-1 松本市自立支援協議会への参画 3-2-2 ボランティアとの交流【充実】 3-2-3 福祉課題に対するネットワークづくり	3-2-4 他法人との連携体制の構築【充実】 3-2-5 障がい者地域活動拠点事業の体制づくり
3-3 地域移行の推進	3-3-1 地域移行事業の検討【充実】 3-3-2 地域生活支援の展開【新規】	3-3-3 地域移行支援の推進【充実】
3-4 情報の発信及び提供	3-4-1 効率的な情報発信【充実】 3-4-2 法人事業等情報の公開【充実】	3-4-3 社会福祉の啓発活動【充実】
4-1 人材の確保	4-1-1 人材確保対策 4-1-2 人材募集の取組み【充実】 4-1-3 情報媒体の活用	4-1-4 実習生等の受入れ【充実】 4-1-5 学校訪問と学生の資格取得【充実】
4-2 人材の育成	4-2-1 福祉資格取得の支援 4-2-2 近隣大学等との交流・連携 4-2-3 研修計画の策定と実施【充実】	4-2-4 外部研修等への参加【充実】 4-2-5 先進地視察研修の実施 4-2-6 職員の人事交流【充実】
4-3 離職予防と職員間の連携	4-3-1 職員個別計画制度の運用【充実】 4-3-2 チューター制度の実施 4-3-3 ICT技術等最先端介護機器等の導入【充実】 4-3-4 意見交換しやすい環境づくり	4-3-5 職員間の情報共有【充実】 4-3-6 メンタル不調の防止対策 4-3-7 法人についての理解深化 4-3-8 情報交換の場の創出 4-3-9 多様な働き方への対応【充実】

4 障がい者福祉を取り巻く社会動向

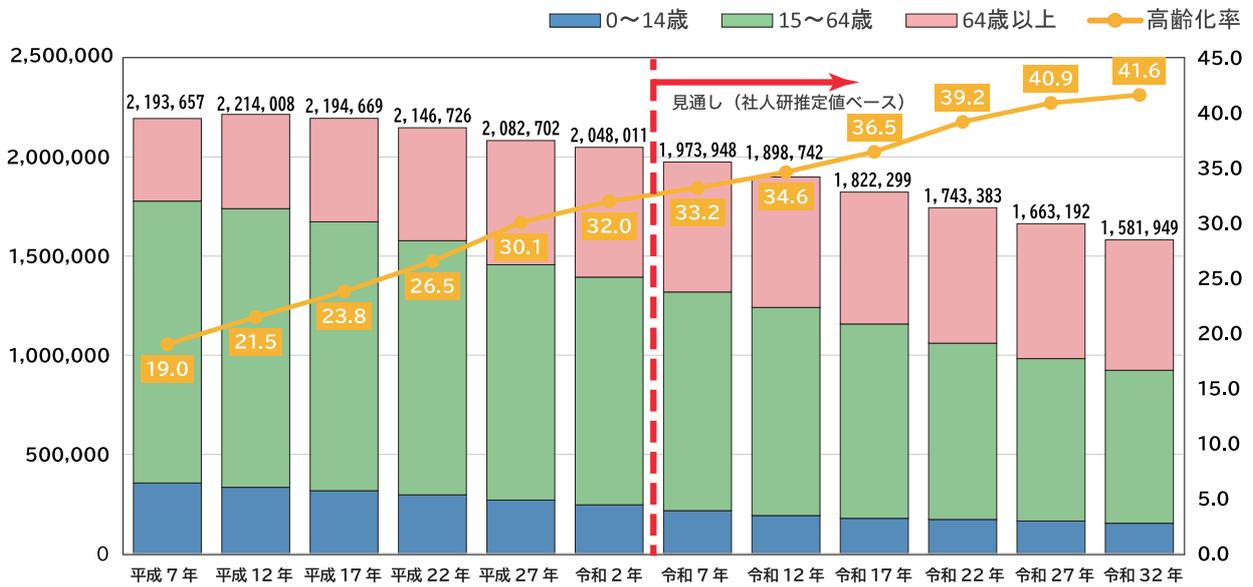
本計画策定において参考とした「人口動態（国勢調査及び内閣府資料）」、「障がい者数（厚生労働省及び長野県健康福祉部資料）」及び「長野県障がい者プラン2018」を示します。

(1) 人口構造と人口推移

ア 超高齢型人口減少社会への突入

長野県の人口は、平成12年（2000年）をピークに減少傾向にあり、今後ますます減少していくことが予想されています。一方で高齢化も進み令和32年（2050年）には、高齢化率が41.6%になると予測されています。

人口の推移と将来推計（長野県）

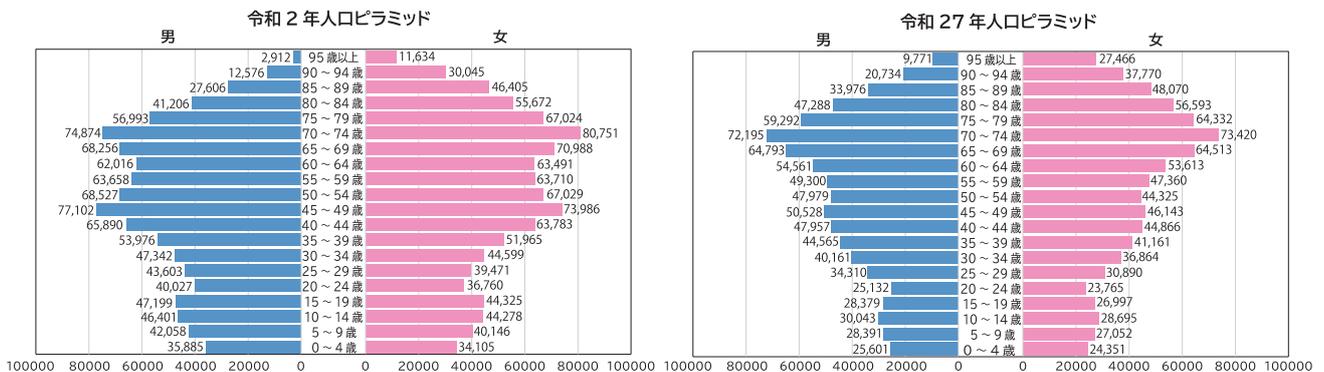


出典：2020年までの国勢調査

2025年以降内閣府提供資料（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）「日本の地域別将来人口推計」）

イ 人口の推移と将来推計

令和2年、令和27年人口ピラミッドグラフ

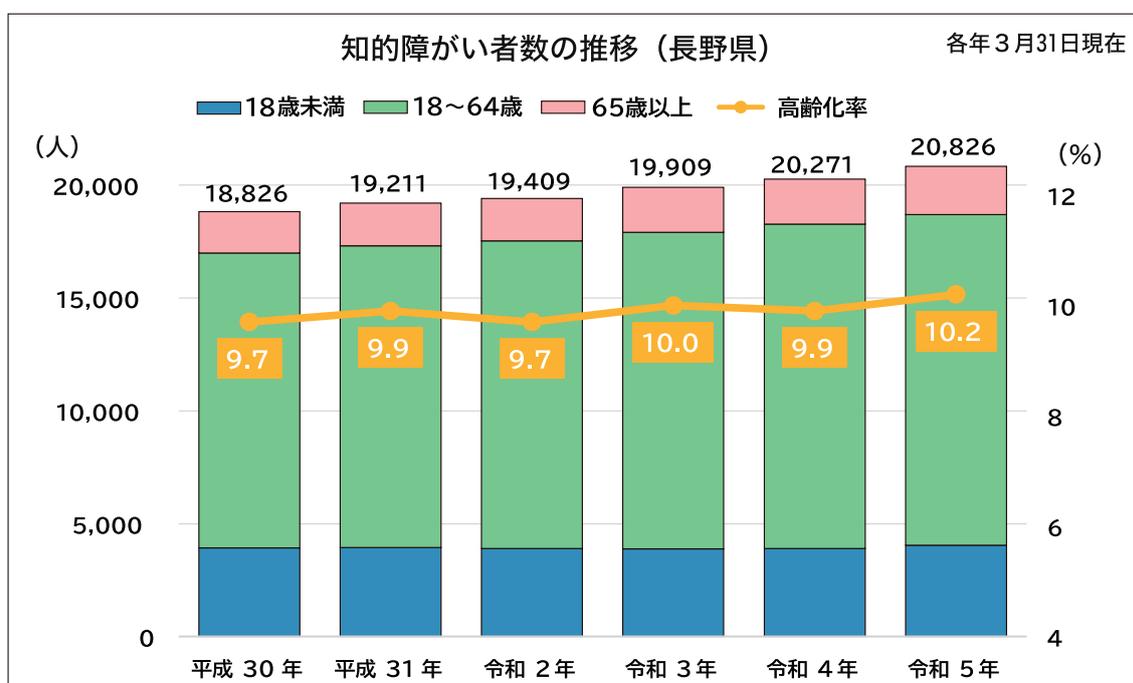
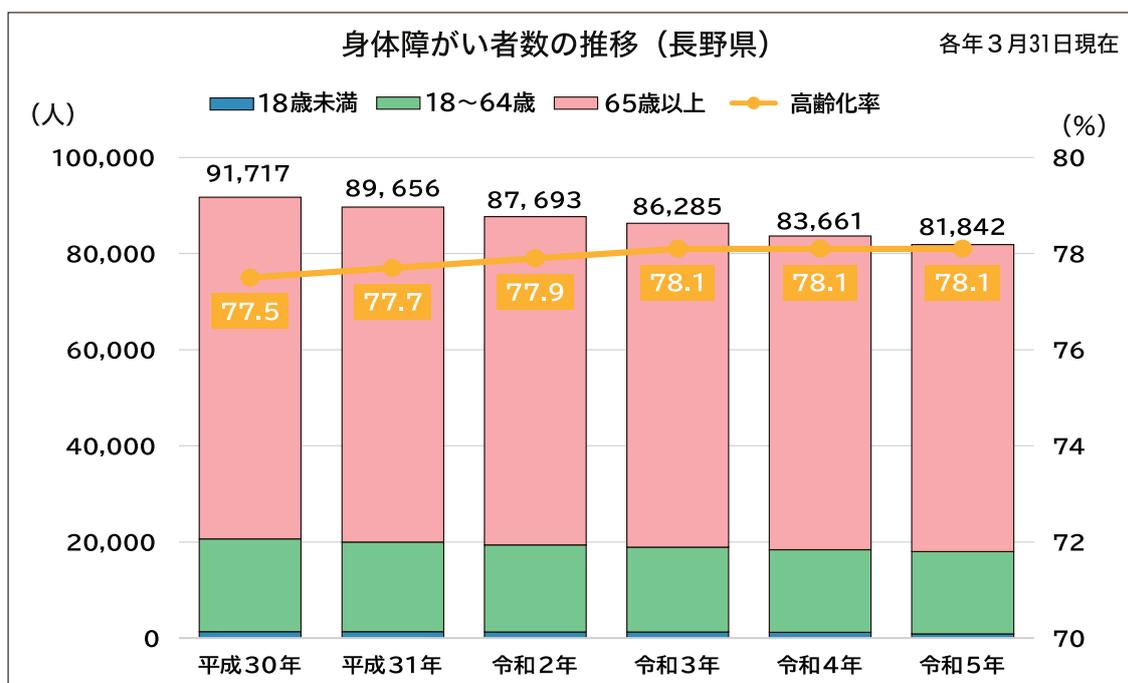


出典：2020年国勢調査、内閣府提供資料（社人研「日本の地域別将来人口推計」）

(2) 障がいのある方を取り巻く状況

令和5年度版障害者白書（厚生労働省）によると、日本の障がい者の概数は、身体障がい者（身体障がい児を含みます。以下同じ。）436万人、知的障がい者（知的障がい児を含みます。以下同じ。）109万4千人及び精神障がい者（入院及び通院患者数）614万8千人となっています。

長野県の障がい者数（長野県健康福祉部資料）は、令和4年度（2022年度）末で身体障がい者約8万2千人、知的障がい者約2万1千人及び精神障がい者約2万8千人となっています。



出典：令和5年度身体・知的障がい者統計について（長野県健康福祉部障がい者支援課）

このうち、身体障がい者及び知的障がい者数の推移を見ると、身体障がい者はわずかに減少傾向にあり、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向にあります。身体障がい者の高齢化が進んでいることがわかります。

(3) 障がい者福祉施策の変遷

障がい者福祉制度は、平成15年(2003年)4月の支援費制度※7の創設により措置制度から大きく転換しました。措置制度では、行政がサービスの利用先や内容を決定していましたが、支援費制度では、障がい者の自己決定によりサービスを利用できるようになりました。

しかし、支援費制度導入後には、サービス利用者の増大、財源問題、障がい種別間の格差、サービス水準の地域間格差など、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。これらの課題を解消するために平成17年(2005年)11月、「障害者自立支援法」が施行されました。これによって障がい種別ごとに異なっていたサービスの一元化と、障がいの状態を表す全国共通の尺度である「障害程度区分」(障害支援区分)が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。

また、安定的な財源確保のため、国が費用の2分の1を義務的に負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担が導入されました。さらに、平成22年(2010年)の法律改正では、利用者負担が大きく見直され、これまでの定率負担から負担能力に応じたものとなり、平成24年(2012年)4月から実施されました。同年6月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律を整備するための法律」が公布され、これにより平成25年(2013年)4月「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)となり、障がい福祉サービスの対象に難病が追加されたほか、障がい者に対する支援の拡充などが図られました。令和6年(2024年)4月から令和4年(2022年)に改正された障害者総合支援法が施行されます。

(4) 長野県の取組み－長野県障がい者プラン2018※8

ア 基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

イ 基本的視点として

①共生社会※9の実現を目指して、全ての県民が理解を深め合う「心のバリアフリー」を推進、②誰もが地域で安心して暮らせる自立生活への支援、③生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進の3つを掲げています。また、①権利擁護の推進、②地域生活の支援、③安心して暮らしやすい地域づくり、④社会参加の促進、⑤ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実の5つの分野の施策を体系的に推進しています。

特に、地域生活の支援として、地域生活移行※10の支援を推進しています。医療機関や入所施設から地域社会への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所など居宅サービスの利用が増加傾向にあり、利用者やその家族のニーズに沿って、必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりが求められています。

地域で自立した生活を送るためには、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護サービス、就労支援サービスなど生活基盤の充実、地域生活支援体制の整備が必要です。精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることがで

きるよう、障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健、医療、福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化することとしています。

(5) 障がい保健福祉圏域計画

長野県第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、長野県内10の障がい保健福祉圏域ごとに、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理し、障がい福祉施策を推進する障がい保健福祉圏域計画を策定しています。

松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画（資料編参照）においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備及び障がい児支援の提供体制の整備を施策の方向性として位置付けています。

(6) 松本市の取組み

ア 第4次松本市障がい者計画

第4次松本市障がい者計画では、「一人ひとりが尊重され 互いに支え合い 認め合える 共生のまち まつもと」を基本理念とし、障がいのある人が地域で自分らしく生活するための支援体制の整備、障がいへの理解促進、就労機会、社会参加の促進を目標に掲げ、具体的な取組みを位置付けています。

イ 松本市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

松本市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、成果目標として①施設入所者の地域移行、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行等、⑤障害児通所支援等の地域支援体制の整備、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築を掲げています。



作業風景「ブルーベリー園」(チャレンジ松本)

参考・関連法制定・改正

平成23年(2011年)6月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(障害者虐待防止法)の成立
平成24年(2012年)6月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者自立支援法)の改正及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の成立
平成25年(2013年)6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の成立、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正
平成26年(2014年)1月	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の批准
平成26年(2014年)5月	難病の患者に対する医療等に関する法律の成立
平成28年(2016年)5月	発達障害者支援法の一部を改正する法律の成立、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律の改正
令和4年(2022年)12月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の一部改正

5 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

人口減、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化するなかで、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現することが必要とされています。

福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて「人」、「モノ」、「お金」及び「思い」が循環し、相互に支え合う関係が不可欠です。地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通じるものがあり、社会福祉の推進が求められています。

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律による改正社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進(平成30年4月施行)
- 「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれる。
- 「我が事、丸ごと」の地域福祉推進の理念規定を行い、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定
- 地域福祉計画の充実

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

地域共生社会の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成 29 (2017) 年：介護保険法・社会福祉法等の改正
◆市町村による包括的支援体制の制度化
◆共生型サービスの創設 など

平成 30 (2018) 年：
◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成 31 (2019) 年以降：
◆更なる制度見直し

2020年代初頭：
◆全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定（平成 30 年）



利用者の作品「干支」（こきりこささら）

第2章 基本構想

第2章 ● 基本構想 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

1 計画策定の目的

第1次中長期計画（おもいやりビジョン）策定の目的は、次の4項目を実現することです。

（1）基本理念及び事業目的を明確化し、組織で共有すること

法人内において、事業目的、基本理念等を明確化・可視化し、すべての職員が共有することで、職員が同じ方向を向いて業務に取り組むことができます。また、それぞれの職員の業務目標が法人の理念に沿った形で達成することができます。

（2）継続性及び計画性に基づいた意思決定を推進すること

単年度から中長期にわたる目標や行動計画など、法人としての方向性を明確にすることで、経営環境の変化や新たな経営課題が発生した際に、計画に基づいた意思決定によって、スムーズな対応が可能となります。また、職員にとって法人や事業所の方向性が理解でき、法人への信頼性や業務の発展性につながります。

（3）事業の管理遂行を円滑に行うこと

中長期計画に基づいて事業を進めることで、目標への到達状況をはかる基準ができ、円滑に事業の進捗状況を管理・遂行することができます。また、PDCAサイクル※11によって、より先進的な事業を展開することができます。

（4）情報開示を進め、信頼性の高い法人経営を実践すること

事業を継続・発展させる営みとして中長期計画を策定し、明確な根拠に基づいた事業運営を行うことができます。また、計画の妥当性及び実効性を示すことにより、法人への信頼を高めることができます。

2 基本理念

- 一、社会福祉の理念に従い、人間尊重、基本的人権を守り、自立支援、ノーマライゼーションの目的に沿った法人運営をすすめます。
- 一、健全で、活力ある法人運営に努めるとともに、社会福祉事業者として先駆性、独自性を発揮した福祉サービスの提供に努めます。
- 一、広く法人、社会福祉施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与します。
- 一、役員、職員ともに、福祉サービスの実態把握と研究に取り組み、サービスの質の向上と組織機能の強化に努めます。

3 基本構想－長期経営ビジョン（令和元年度～令和10年度）

『Action』～いま行動するとき～

- 継続的、安定的な法人運営を実現するため、組織機能を強化します。
- 豊富な経験と信頼される技術で、利用者の心豊かで安心した暮らしを支援します。
- 先駆性、独自性を発揮した福祉サービスを提供します。
- 誠実な心と行動力で地域に貢献し、地域共生社会の実現に寄与します。

4 基本方針

（1）経営

働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、法人としての方向性を明確にし、透明性が高く地域社会に貢献する事業運営を進めます。

（2）サービスの向上

利用者、家族等の意見を尊重して、信頼される福祉サービスを実現し、利用者が心豊かな生活を送れるよう努めます。

（3）地域とのつながり

地域の課題解決や地域ニーズに即した福祉サービスの提供に努めるとともに、地域の方々とのふれあいを大切にし、地域の一員であることを自覚して行動します。

（4）人材の確保と育成

質の高いサービスを安定的に提供するため、必要な人材を確保するとともに、職員一人ひとりが福祉の専門家としての自覚と誇りを持ち、地域福祉を担う社会福祉人材を育成します。



共同制作「虹」（あい・アドバンス今井）

第3章 基本計画（後期基本計画）

第3章 ● 基本計画（後期基本計画）● ● ● ● ● ● ● ●

1 経営

（1）現状と課題

社会福祉法人制度改革以降、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、福祉人材の確保等の改革が進められています。また、働き方改革関連法により、業務負担の軽減はもとより、多様で柔軟な働き方の実現や均衡・均等ある処遇の確保など、職員の働き方についても充実することが求められています。このことから、ICT技術※12等を活用した効率的な業務運営を図るとともに、職員が健康で働きやすい職場環境を構築することが必要です。

安定的な法人経営が利用者の安心につながることを組織全体が自覚するとともに、監事による決算監査及び中間監査に加え、外部の定期的な経営分析や指導等により、適切かつ確実な経理・会計業務に取り組むことが必要です。

（2）【新規】重点取り組み目標

「将来を見据えた持続可能な法人運営」

（3）【新規】主な取り組み内容

- ア ポストコロナを見据えた利用者の確保
- イ 人事制度等改革の推進
- ウ SDGs※13への取り組み
- エ ICTを活用した業務の効率化、省力化等
- オ 収入の確保と事務事業の継続的な見直し



40周年記念式典（共立学舎）

(4) 基本施策

1-1 職場風土の醸成

【具体的な取組み】

- 1-1-1 【充実】職員一人ひとりの思いを大切にした職場づくりを進めるため、職員意識アンケート、自己申告等の実施に加え、人事制度の見直し及び人事評価システム導入の検討を進めます。
- 1-1-2 職員の健康管理及び健康増進のための取組みを推進します。
- 1-1-3 衛生計画を策定するとともに、毎月、衛生委員会を開催し、労働環境の向上を図ります。
- 1-1-4 管理職研修を通じて経営課題の解決能力を高めます。
- 1-1-5 苦情・要望に対し迅速かつ誠実に対応し、その内容を法人ホームページに公開します。
- 1-1-6 【新規】持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与するため、再生可能エネルギーの活用など具体的な取組みを進めます。

1-2 健全な財政運営

【具体的な取組み】

- 1-2-1 【充実】実施計画及び財政計画を策定し、健全な財政運営を行います。特に、新規利用者の確保に加え、生活介護及び短期入所の稼働率向上に努めます。
- 1-2-2 【充実】施設建物を健全に保つため、福祉施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の予防保全を行います。
- 1-2-3 社会福祉充実計画を策定し、計画に基づいた事業を実施します。
- 1-2-4 適切で確実な経理・会計業務を執行します。

1-3 強靭で透明性の高い法人運営

【具体的な取組み】

- 1-3-1 理事会及び評議員会を通じて、公正かつ適正な経営を継続します。
- 1-3-2 情報開示をさらに進め、意見・提言を法人運営に活かします。
- 1-3-3 【新規】組織統治をさらに強化するため、本部組織の機能を強化するとともに、コンプライアンス※14意識の向上を図ります。
- 1-3-4 【新規】個人情報保護の徹底、情報共有、業務の効率化・省力化のため、ICT(情報通信技術)の活用を進め、業務のDX※15化について検討します。
- 1-3-5 【充実】事務事業等見直しのための検討を進め、コスト意識の醸成を図ります。
- 1-3-6 法人運営を評価するため、PDCAサイクルを実践します。

2 サービスの向上

(1) 現状と課題

利用者の高齢化、障がいの重度化等の進行に伴い、地域のニーズに応えることが難しい状況にあります。しかしながら、障がい等により専門的な支援が必要な人を可能な限り受け入れることが社会福祉法人の使命であることを自覚し、従来型の支援方法や支援体制、施設、設備等の内容を見直すなど利用環境の向上を図るとともに、質の高いサービスを提供するための職員の専門性向上、支援体制の構築が必要です。

(2) 【新規】重点取組み目標

「利用者の幸せを実現するための質の高いサービスの提供」

(3) 【新規】主な取組み内容

- ア 人権の尊重と権利擁護の推進
- イ 防災・防犯対策と業務継続計画（BCP）※16に基づく訓練の実施
- ウ 障がいの重度化と利用者的高齢化への対応
- エ 職員の専門性の向上

(4) 基本施策

2-1 人権の尊重と権利擁護の推進

【具体的な取組み】

- 2-1-1 【充実】人権・権利擁護研修を実施するとともに、職員が虐待防止のためのセルフチェックを行います。
- 2-1-2 【充実】地域との交流及びエンパワメント※17活動を実施し、地域社会における、障がい者及び高齢者に対する理解の深化を図ります。
- 2-1-3 成年後見制度※18の利用促進を図り、障がい者及び高齢者の権利行使を支援します。
- 2-1-4 【充実】相談支援センターの機能強化を図り、障がい者の相談体制を充実します。
- 2-1-5 利用者の意思決定を尊重した支援を行います。
- 2-1-6 障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等に規定された障がい者に対する合理的配慮※19に努めます。

2-2 利用環境の向上

【具体的な取組み】

- 2-2-1 【充実】利用者のニーズに corres えるため、グループホーム※20の運営体制を見直し、充実を図ります。
- 2-2-2 【充実】障がい児を対象とした福祉サービスの実施について検討します。
- 2-2-3 【充実】福祉サービス事業の利用定員※21の見直しや開業日のあり方について検討を進めます。
- 2-2-4 【充実】利用者の機能訓練及びトレーニングの拡大を推進します。
- 2-2-5 【充実】利用者の安全で快適な生活・活動環境づくりを進めます。
- 2-2-6 【充実】利用者満足度調査を実施し、施設及び事業所の環境改善に役立てます。
- 2-2-7 季節感を感じられるよう、行事、イベント等を企画、実施するとともに、施設内の展示、装飾等を工夫します。
- 2-2-8 【充実】支援の質を高めるため、介護設備及び機器の充実について検討します。
- 2-2-9 施設及び事業所ごとの役割を明確にし、利用者ニーズに 応えられる施設のあり方を検討します。
- 2-2-10 【充実】有事に備え、災害用備蓄品、防災設備等の充実を図るとともに、業務継続計画(BCP)に基づく防災訓練等を実施します。
- 2-2-11 【充実】防犯設備、機材等を充実するとともに、防犯訓練を実施します。
- 2-2-12 【充実】感染症予防及び感染症発生時の対応を強化するとともに、業務継続計画(BCP)に基づく訓練を実施します。
- 2-2-13 【充実】福祉車両の交通事故の防止を図るため、安全運転に係る講習会の開催に加え、安全な運転を支援する機器の導入を進めます。
- 2-2-14 支援技術向上のための研修を実施します。

2-3 利用者の高齢化への対応

【具体的な取組み】

- 2-3-1 【充実】利用者の高齢化に対する取組みを検討します。
- 2-3-2 看取り及びターミナルケア※22に必要な知識を習得します。
- 2-3-3 【充実】医療機関、行政機関及び介護保険事業所との連携を強化します。
- 2-3-4 終末期の介護のあり方について、利用者及び家族を交えて話し合います。

2-4 障がいの重度化への対応

【具体的な取組み】

- 2-4-1 【充実】療養介護※23、重度包括支援※24、行動援護※25、医療的ケアを必要とする重度身体障がい者のショートステイ等、障がいの重度化に対する支援方法を研究します。
- 2-4-2 重度身体障がい者、強度行動障がい者※26等に対応するための体制づくりを進めるとともに、施設、設備等を充実します。
- 2-4-3 【充実】事業展開、支援方法など、先駆的な取組みを実践している研究機関、施設等との連携を検討します。
- 2-4-4 【充実】利用者の受入れ拡大を図るための支援体制を構築します。



お花見外出（梓荘）



遠足「ひまわり畑」（あい・アドバンス今井）

3 地域とのつながり

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで行ってきた地域活動は中止せざるを得ない状況が続き、地域とのつながりが希薄化しています。地域との関係を再構築するとともに、社会福祉法人として地域のニーズを把握し、そのニーズに応えるための新たな取組みが必要となります。

地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムが推進されるなかで誰もが安心して地域内で自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制の構築が求められています。

(2) 【新規】重点取組み目標

「障がい者の地域生活を支える仕組みづくり」

(3) 【新規】主な取組み内容

- ア コロナ禍で希薄となった地域とのつながりの再構築
- イ 地域移行の推進のための支援体制の構築
- ウ 障がい者の地域生活を支える居宅介護等新規事業の実施
- エ 情報の発信と社会福祉啓発への取組み

(4) 基本施策

3-1 地域との交流

【具体的な取組み】

- 3-1-1 【充実】地域における新たな公益的な取組み事業を検討します。
- 3-1-2 【充実】福祉に関する出前講座の実施、福祉系教育機関の実習生の受入れ等を通じて、職員が持つ知識や技能を地域に還元します。
- 3-1-3 学生ボランティアの受入れや学校行事に利用者と職員が参加するなど、学校と施設が相互に交流する機会を増やします。
- 3-1-4 地域の行事に利用者と職員が参加します。
- 3-1-5 【充実】利用者の作品を地域の行事や展示スペースなどに出展する機会を増やします。
- 3-1-6 【充実】法人の公園や施設を有効活用し、地域住民と利用者及び職員が交流する機会をつくれます。

3-2 地域の社会資源との協働

【具体的な取組み】

- 3-2-1 松本市自立支援協議会※27に参画し、圏域の福祉課題及び福祉ニーズを捉え、対応を検討します。
- 3-2-2 【充実】ボランティアと利用者の交流を進めます。
- 3-2-3 地域の福祉課題を検討するため、大学、医療機関、社会福祉法人等とのネットワークづくりを行います。
- 3-2-4 【充実】他法人との連携体制を構築し、合同学習会、職員相互交流、災害時の相互協力等を継続します。
- 3-2-5 障がい者地域活動拠点事業の体制づくりを推進します。

3-3 地域移行の推進

【具体的な取組み】

- 3-3-1 【充実】地域移行推進のための事業実施について検討します。
- 3-3-2 【新規】障がい者が地域で生活するために必要な支援や事業を展開します。
- 3-3-3 【充実】利用者が望む場所で生活できるよう、地域移行を支援します。

3-4 情報の発信及び提供

【具体的な取組み】

- 3-4-1 【充実】効果的な情報発信の方法について検討します。
- 3-4-2 【充実】法人の事業、活動等を公開します。
- 3-4-3 【充実】社会福祉の啓発活動を行います。



寿地区福祉の文化祭（みずぎの森）

4 人材の確保と育成

（1）現状と課題

少子・高齢化により生産年齢人口が減少するなか、人材の確保はさらに困難となっています。今後も福祉業界の採用は厳しく、厚生労働省の推計によると、令和7年（2025年）には全国で約38万人、長野県においては約8千人の介護人材不足が見込まれています。当法人においても人材の確保が課題となっており、魅力ある職場づくりや職員の負担軽減による離職防止など、継続的な人材確保が重要となっています。

（2）【新規】重点取組み目標

「人材確保と育成の継続的な取組み」

（3）【新規】主な取組み内容

- ア 最先端の介護ロボット技術等の活用による職員の負担軽減
- イ 魅力ある職場づくりと継続的な人材確保の取組み
- ウ キャリアパス※28の見直しと職員研修の充実

（4）基本施策

4-1 人材の確保

【具体的な取組み】

- 4-1-1 人材確保のための有効な方法を検討します。
- 4-1-2 【充実】福祉の職場説明会、Jobマッチングフェア等への参加、法人主催の職場説明会の開催により、広く人材を募集します。
- 4-1-3 情報媒体を活用して人材確保に努めます。
- 4-1-4 【充実】実習生、職場体験、学生アルバイト等を受け入れて人材確保につなげます。
- 4-1-5 【充実】人材確保のための大学、短期大学、専門学校及び高等学校への訪問に加え、資格取得のための支援について検討します。



職員勤続表彰



係長研修

4-2 人材の育成

【具体的な取組み】

- 4-2-1 福祉専門職としての自覚と専門技能の習得を促すため、福祉系の資格取得を支援します。
- 4-2-2 人材育成のため、近隣の大学、短期大学等との交流、連携を進めます。
- 4-2-3 【充実】研修計画を策定し、時宜にかなう研修を実施します。
- 4-2-4 【充実】キャリアパスを見直すとともに、各職位に求められる能力の習得のため、法人の研修会、外部研修等への参加を推進します。
- 4-2-5 他法人の理念や取組みを学び、自法人に活かすため、先進地視察研修を実施します。
- 4-2-6 【充実】他法人又は他分野との職員人事交流の実施について検討します。

4-3 離職予防と職員間の連携

【具体的な取組み】

- 4-3-1 【充実】職員個別計画制度を運用し、業務に対する職員の目標を明確にし、達成度を客観的に評価します。
- 4-3-2 チューター制度※29を実施し、新任職員の離職予防を図ります。
- 4-3-3 【充実】ICT技術、センサー機能等を有する最先端の介護機器の導入を進め、併せて、腰痛予防、ハラスメント対策、リスクマネジメント等の研修を実施します。
- 4-3-4 各施設及び事業所において、意見交換がしやすい環境を構築します。
- 4-3-5 【充実】業務上必要な情報共有を円滑にします。
- 4-3-6 メンタル不調の未然防止等を図るため、ストレスチェックを実施します。また、高ストレス者への対応を行います。
- 4-3-7 自己が所属する法人についての理解を深める研修を実施します。
- 4-3-8 職員同士が情報交換し、交流することができる場所や機会を検討します。
- 4-3-9 【充実】多様な働き方に関する検討を進め、離職予防の取組みを強化します。

第4章 行動・事業評価フレーム

第4章 ● 行動・事業評価フレーム ● ● ● ● ● ● ● ●

1 行動・事業評価フレームとは

行動・事業評価フレーム（以下「フレーム」といいます。）は、基本計画の具体的な取組みを「見える化」し、事業評価を一元的に管理するものです。

フレーム内の「具体的な取組み」及び「事業の内容」は、現時点において当法人が取り組む必要がある内容を掲載しています。掲載事業の全てを実施しなければならないというものではなく、担当部署が実施の可否を選択し、PDCAサイクルに基づいて整理していくものです。

2 フレーム作成の目的について

- (1) 取り組む必要がある事業の内容を具体的に記載することにより、当該事業が「新規」、「継続」、「充実」する事業なのかが明確となります。これにより、中長期計画に基づいた実施計画の作成につなげることができ、両計画の関連性を保つことができます。
- (2) 「具体的な取組み」及び「事業の内容」について、目標の達成度、時期、次期計画への対応の要否などを評価・検討し、次期基本計画とのつながりを明確にします。
- (3) 多様な情報を一元管理できると同時に、担当する部署、施設・事業所が明確となります。

3 事業の評価について

フレームに基づく事業の評価・検討は、PDCAサイクルに基づいて実施します。

(1) 次期計画の策定に向けて

ア 後期基本計画期間（令和6年度～令和10年度）の取組み状況を令和9年度中に評価・検討します。

イ 社会動向、福祉施策の動向等を踏まえ、事業項目を整理します。

(2) 各年度の評価について

各部署、施設及び事業所において、単年度の取組み状況を評価・検討し、実施計画、次年度の事業計画及び予算に反映します。

4 新規事業について

制度改正、緊急的な対応等、新たに取り組む必要がある事業が生じた場合は、中長期計画を見直すこととします。



秋祭り（梓荘）



打上花火（ささらの里）



日帰り旅行（共立学舎）

1 経営

1-1 職場風土の醸成

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
1-1-1	職員一人ひとりの思いを大切に した職場づくりを進めるため、職 員意識アンケート、自己申告等 の実施に加え、人事制度の見直し 及び人事評価システム導入の検討 を進めます。	職員が関わった業務への自己評価や キャリア形成の意向、異動等自己申告制 度を実施し、職員本人のキャリア形成に 役立てます。	充実	年1回
		職員のポテンシャルを最大限活かした 働き方の実現のため、客観性の高い人事 評価システムについて検討します。	新規	5年以内
		より良い職場環境づくりを進めるた め、毎年、職員意識アンケート調査を実 施します。調査結果に基づき、全職員が 当事者意識を持って改善のための具体 的な取組みを検討、実施します。	継続	随時
		職員がモチベーションを持って働くこ とができ、法人が安定した経営を継続的 に行うため、人事制度等改革のための検 討に着手します。	充実	随時
1-1-2	職員の健康管理及び健康増進の ための取組みを推進します。	職員健康管理台帳を整備して、職員の 健康管理に役立てます。	継続	随時
		職員健康管理方針を策定し、健康診断、 予防接種及び追跡調査を実施します。	継続	随時
		職員の生活習慣病の予防と改善のた め、運動習慣や食事に関する健康指導等 を行います。	継続	随時
1-1-3	衛生計画を策定するとともに、 毎月、衛生委員会を開催し、労働 環境の向上を図ります。	衛生計画を策定し、職場の衛生管理を 進めます。	継続	年1回
		衛生委員会を実施し、産業医と連携し て労働環境の向上を図ります。	継続	毎月1回

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○											職員の一人ひとりの思いを把握することによって組織の透明性を高め、より働きやすい体制づくりを促し、職員の意識向上や処遇改善に役立ちます。
○											透明性が高く、公平感のある評価基準で評価することにより、職員のモチベーションが向上し、法人全体の活性化につながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	アンケート結果に基づいて改善策を講じ、よりよい職場に環境を整えることにより、職員の職場定着につながり、安定した福祉サービスが提供できます。
○											均等・均衡待遇を確保することで職員の働く意欲を保ち、法人の安定的な経営につなげることができます。
○											職員の健康を保ち、安心して快適に働けるサポート体制が充実します。また、健康経営実践法人として、人材確保や法人イメージ(価値)の向上が期待できます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健全な働きやすい設備、環境整備が向上します。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
1-1-4	管理職研修を通じて経営課題の解決能力を高めます。	法人の経営及び財政状況を共有し、経営課題の解決能力を高めるため、管理職研修を実施します。	充実	年1回以上
		将来的な管理職の育成や業務に関する情報と意識を共有するため、一般職員を対象に業務管理に必要な研修を行います。	新規	年1回以上
1-1-5	苦情・要望に対し迅速かつ誠実に対応し、その内容を法人ホームページに公開します。	第三者委員や家族会（保護者会）等、外部からの意見に対する対応を法人内で共有するとともに、その内容を公開します。	継続	年1回以上
		利用者、家族等から寄せられた苦情・要望に対して迅速かつ誠実に対応し、その内容を公開します。	継続	随時
1-1-6	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与するため、再生可能エネルギーの活用など、具体的な取組みを進めます。	環境に配慮した経営を進めるため、業務における温室効果ガスの排出量を把握するとともに、再生可能エネルギーの活用、省エネ効率の高い機器の導入等を進めます。	新規	随時
		長野県SDGs推進企業登録に基づく取組みを行うとともに、環境配慮活動に係る認証、表明などへの取組みを進めます。	新規	随時



レクリエーション「釣りゲーム」（梓荘）

本部				身障部			知障部			得られる効果	
総務課	経理課	障害者相談支援センター・中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこささら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本		あい・アドバンス今井
○											法令順守（コンプライアンス）を徹底し、職員の資質向上を図り、法人組織と職員の成長を促すことにつながります。
○											
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者の権利を擁護するとともに、事業の迅速な改善を図り、社会福祉事業の社会的な信頼の向上につながります。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者とその関係者との交流が深まり、苦情・要望の情報共有、客観化によって組織、設備、業務等の改善を図ることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員一人ひとりの環境への意識を高め、具体的な取組みを進めることで持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



利用者の作品（ささらの里）

1 経営

1-2 健全な財政運営

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
1-2-1	実施計画及び財政計画を策定し、健全な財政運営を行います。特に、新規利用者の確保に加え、生活介護及び短期入所の稼働率向上に努めます。	実施計画を毎年度策定し、計画性のある事業実施及び事業運営を行います。	充実	毎年実施
		法人の財務状況を調査したうえで、10年間の中長期財政計画を策定し、健全な財政運営を進めます。	継続	毎年実施
		安定した収入を確保するため、ポストコロナを見据えた入所又は入居欠員の解消、生活介護及び短期入所の新規利用者受入れのための取組みを進めます。	新規	随時
1-2-2	施設建物を健全に保つため、福祉施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の予防保全を行います。	施設単体の保全にとどまらず、提供するサービスや事業を考慮して、今後必要となる建物及び設備の改修、更新等を計画的に進め、財政見通しを明確にするとともに施設建物を健全に保ちます。	充実	随時
		福祉施設長寿命化計画に基づいて、施設建物、設備等の定期点検及び自主点検を実施します。	充実	年1回
1-2-3	社会福祉充実計画を策定し、計画に基づいた事業を実施します。	社会福祉充実残額が算定された場合は、社会福祉充実計画を策定し、計画に基づいた事業を実施します。	継続	随時
1-2-4	適切で確実な経理・会計業務を執行します。	監事による決算監査及び中間監査を実施するとともに、定期的に外部の会計事務所等による指導を受けるほか、内部監査を年2回実施し、経理・会計業務を適切かつ確実に進めます。	継続	随時

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ― 中信	地域サポートセンター	梓 荘	さ さ の の 里	こ さ り こ さ ら ら	み す ぎ の 森	共 立 学 舎	チャ レン ジ 松 本	あい・アド バンス 今井	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	財政状況や解決すべき課題を把握し、計画的な財政目標を掲げて経営基盤の安定化を図ることができます。
	○										
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域のニーズに応え、収入の確保につながり法人の安定的な経営を図ることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設建物の老朽化が進むなか、高齢利用者の増加、重度の身体障がいや強度行動障がいの利用者にも対応できる環境が求められています。限られた財源を適切に活用し、施設の保安全管理を徹底して財政の健全化を促します。
○			○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○										地域の福祉ニーズを反映した公益事業など、社会福祉充実財産を計画的、効果的に投入できるようになります。
○	○										適正で公正な支出監理を自律的に確保できる法人体制が求められています。財政の健全化により、社会福祉法人の信頼を確立するための基盤が整います。

1 経営

1-3 強靭で透明性の高い法人運営

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
1-3-1	理事会及び評議員会を通じて、公正かつ適正な経営を継続します。	公正かつ適正な経営を継続するため、定期的に理事会及び評議員会を開催します。	継続	年2回以上
1-3-2	情報開示をさらに進め、意見・提言を法人運営に活かします。	第三者委員、家族(保護者)会等に対し、情報開示をさらに進め、意見や提言を法人運営に活かします。	継続	年1回以上
		法人運営の改善及び福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価制度等の受審について検討します。	継続	5年以内
1-3-3	組織統治をさらに強化するため、本部組織の機能を強化するとともに、コンプライアンス意識の向上を図ります。	本部組織(事務局総務課及び経理課)のさらなる機能強化のため、職員が法人経営に必要な研修、セミナー等を受講し、組織全体を俯瞰して企画・調整する力を養います。	充実	随時
		障害者相談支援センター中信の組織のあり方について検討します。	継続	5年以内
		業務の専門化、効率化、委託先が持つノウハウやプロセスによる最適化を図るため、業務の全部又は一部委託について検討します。	充実	適宜
		コンプライアンス(法令遵守)意識を向上するための研修を実施します。	充実	随時



日帰り旅行(チャレンジ松本)

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ー中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこさくら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○											強固で透明性の高い法人運営が行われ、経営組織のガバナンスを強化することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用関係者の理解が深まり、客観的な視点を汲み取った法人運営へと促します。また、第三者による評価を受審することで、質の高い福祉サービスの提供につなげることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○										法人の中核基盤が強固となり、より円滑な法人運営へと促します。
○	○	○									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



玉ねぎの収穫（共立学舎）

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
1-3-4	個人情報保護の徹底、情報共有、業務の効率化・省力化のため、ICT（情報通信技術）の活用を進め、業務のDX化について検討します。	利用者ケース記録等各種記録システムを運用し、より良いサービス提供につなげるための分析と改善に役立てます。併せて、システム運用のためのスキルアップに必要な研修を行います。	充実	随時
		クラウド管理システム、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンライン会議システムなどのICT（情報通信技術）の活用を進め、業務の効率化・省力化を進めます。併せて、すべての業務に関してDXについて検討をします。	新規	随時
1-3-5	事務事業等見直しのための検討を進め、コスト意識の醸成を図ります。	経営・財務状況を正確に把握したうえで作業や時間、仕事の質においてコスト意識を持つための取組みを推進します。	継続	月1回以上
		法人を挙げて事務事業等見直しのための検討を継続し、業務効率化のための取組みを進めます。	新規	随時
1-3-6	法人運営を評価するため、PDCAサイクルを実践します。	中長期計画を5年に一度見直すことで、具体的な取組みを評価します。	継続	令和10年度
		行動・事業評価フレームに基づいて、事業の取組み状況を評価し、次年度の事業計画に反映します。	継続	毎年



ドライブ外出「あじさい寺」(こきりこささら)



個別支援(梓荘)

本部				身障部			知障部			得られる効果	
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこささら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本		あい・アドバンス今井
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	システムを運用、ICT技術の活用を進めることにより、利用者の個人情報適切に保護され、施設運営のなかで集積した情報を統計化し、業務の効率化に役立てることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	仕事の明確化、効率化を促し、質を高めることができます。また、資格獲得やキャリアアップなどの意欲の向上にもつながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	業務の効率化、コストの削減を図ることで、安定的な法人運営を図ることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理業務を円滑に進められるようになり、業務を継続的に改善、効率化できるようになります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



クリスマス会（共立学舎）



買い物外出（梓荘）

2 サービスの向上

2-1 人権の尊重と権利擁護の推進

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
2-1-1	人権・権利擁護研修を実施するとともに、職員が虐待防止のためのセルフチェックを行います。	研修計画に基づき、人権・権利擁護研修を実施します。	継続	年1回以上
		人権・権利擁護に関する外部研修を受講し、職場内で伝達研修を実施します。	充実	全職員の受講
		虐待防止のためのパンフレットの活用、セルフチェックの実施等により職員の人権意識を高めます。	充実	随時
2-1-2	地域との交流及びエンパワメント活動を実施し、地域社会における、障がい者及び高齢者に対する理解の深化を図ります。	コロナ禍で途切れた障がい者が地域と交流する機会を再度捉え、参加します。	充実	年1回以上
		エンパワメント活動を継続するとともに拡大して実施します。	充実	年1回以上
2-1-3	成年後見制度の利用促進を図り、障がい者及び高齢者の権利行使を支援します。	新規利用時や家族（保護者）会などの機会を捉え、成年後見制度について周知し、制度の利用を促します。	継続	年1回 家族会 など
2-1-4	相談支援センターの機能強化を図り、障がい者の相談体制を充実します。	相談支援センター・中信の体制、職員配置等について、事業所移転等を含めた検討を進めます。	充実	3年以内
2-1-5	利用者の意思決定を尊重した支援を行います。	障害者総合支援法に規定された利用者の意思決定を尊重した支援を推進するため、内部検査を実施します。	継続	随時
		意思決定支援のための研修を実施します。	継続	年1回以上
2-1-6	障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等に規定された障がい者に対する合理的配慮に努めます。	障がい者に対して、社会的障壁を除去するための合理的な配慮に努めます。	継続	随時

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ―中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員が利用者の権利擁護の意義と目的を再確認し、利用者の人権・権利を守ることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員の虐待防止に関する意識を喚起し、人権意識を高めることができます。
			○	○	○	○	○	○	○	○	地域において障がい者に対する理解が深まります。また、利用者一人ひとりが人生の主人公となるように力をつけ、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようになります。
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者の安全で快適な生活を維持するため、成年後見制度を活用し、利用者の財産と権利を守ることができます。
○		○									相談窓口の充実を図ることにより、相談者からの様々なニーズに対応できる支援体制を構築することができます。
○											意思疎通支援、意思実現支援、意思形成支援等に取り組み、利用者との関わりのなかで、共感と安心感、信頼感が持てる生活の実現を目指します。利用者が安全で快適な生活を維持することができます。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	周辺環境の整備や援護により、障がい者の「できない」、「しづらい」等を低減することができます。

2 サービスの向上

2-2 利用環境の向上

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
2-2-1	利用者のニーズに応えるため、グループホームの運営体制を見直し、充実を図ります。	利用者の多様なニーズに合わせたグループホームの入居体制を見直し、充実を図ります。	充実	5年以内
2-2-2	障がい児を対象とした福祉サービスの実施を検討します。	放課後等デイサービス事業※30の実施を検討します。	充実	5年以内
		障がいがある児童の入所及び短期入所に必要な体制づくりを行い、受入れの拡大を検討します。	充実	5年以内
2-2-3	福祉サービス事業の利用定員の見直しや開業日のあり方について検討を進めます。	開業日の拡大、開業時間の延長（夕方遅い時間までであると便利）等のニーズに応えるサービスの提供を検討します。	改善	3年以内
		各施設及び事業所の利用定員を見直し、サービスの向上を図るとともに適正な職員配置を検討します。	充実	5年以内
2-2-4	利用者の機能訓練及びトレーニングの拡大を推進します。	理学療法士及び作業療法士との連携を強化し、利用者の機能訓練を充実します。	充実	3年以内
		機能訓練を実施するためのスペース、設備等の整備充実を図ります。	充実	3年以内
		機能訓練研修を実施し、職員の技術向上を図ります。	充実	年1回以上
		利用者(訓練生)の就労に向けたトレーニングを充実するため、職員のスキルアップを図ります。	充実	随時
2-2-5	利用者の安全で快適な生活・活動環境づくりを進めます。	短期入所受入れスペースの拡張を検討し、緊急・短期受入れの拡大を図ります。	充実	3年以内
		利用者のプライバシーを保護するとともに、快適な居室空間を提供するため、居室改修、備品等の整備を進めます。	充実	随時
		作業スペースの確保等により、作業環境を整えます。	継続	5年以内
		年齢や障がい特性に配慮した建物、設備等の改修を進めます。	充実	随時

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ー中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○		○	○	○	○	○	○	○		○	高齢の障がい者が安心して生活できる環境が整備され、地域において必要な支援を受け、一般就労や充実した日中活動をしながらか安心して生活できる環境が整います。
○		○									地域において、障がいがある子どもたちが安心して生活できる環境を提供できます。
○			○	○	○		○	○		○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者一人ひとりに応じた支援を行うことが可能となります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○			○	○	○		○	○		○	障がい者が身体機能、生活機能等の維持・向上することができます。
○			○	○	○		○	○		○	
○			○	○	○		○	○		○	
										○	利用者（訓練生）が、職場におけるマナーや技能を身につけ、安全で自立した生活を実現することができます。
○				○	○		○	○		○	利用者の生活・活動環境が向上します。
○			○	○	○		○	○		○	利用者が安心して快適に生活することができます。
○								○	○	○	利用者が安全に作業することができ、作業意欲が向上します。
○			○	○	○	○	○	○	○	○	年齢や障がい特性に応じた生活環境を提供することにより、利用者一人ひとりの要望に応え、個々に合った支援を行うことができます。

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
2-2-6	利用者満足度調査を実施し、施設及び事業所の環境改善に役立ちます。	利用者満足度調査を実施し、施設及び事業所の利用環境の向上に役立ちます。	充実	随時
2-2-7	季節感を感じられるよう、行事、イベント等を企画、実施するとともに、施設内の展示、装飾等を工夫します。	季節に合った行事、イベント等を実施するとともに、旬を感じられる食事を提供します。	継続	随時
		季節の移り変わりを感じられるよう、利用者の創作活動による作品展示、装飾等を工夫します。	継続	随時
2-2-8	支援の質を高めるため、介護設備及び機器の充実について検討します。	介助時における利用者の安全確保や職員の作業負担を軽減するため、ICT技術、センサー機能、パワーアシスト等介護ロボット技術を活用するため情報収集を行い、機器の導入を進めます。	充実	随時
		就労のためのトレーニング機器の充実を図ります。	継続	随時
2-2-9	施設及び事業所ごとの役割を明確にし、利用者ニーズに応えられる施設のあり方を検討します。	共立学舎、チャレンジ松本及びあい・アドバンス今井の機能再編等、施設ごとの役割を明確にし、利用者のニーズに合った日中活動の充実や受入れ、利用者が施設間でサービスを受けることができる仕組みを検討します。	継続	3年以内
2-2-10	有事に備え、災害用備蓄品、防災設備等の充実を図るとともに、業務継続計画（BCP）に基づく防災訓練等を実施します。	災害福祉広域支援ネットワーク事業に参画し、災害支援のための体制づくりを進めます。	継続	3年以内
		被災地への職員の派遣を検討し、災害対応のノウハウを蓄積します。	継続	3人/災害
		災害用備蓄品及び防災物品の充実を図ります。	継続	随時
		法人大規模災害対応訓練及び安否確認訓練を実施します。	継続	年1回以上
		大規模災害に対応した業務継続計画（BCP）に基づく訓練を実施します。	新規	年1回以上
	救急救命講習会、防災訓練及び避難訓練を実施します。	継続	年1回以上	

本部				身障部				知障部			得られる効果	
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓 荘	ささ らの 里	こき りこ ささ ら	み す ぎ の 森	共 立 学 舎	チャ レン ジ 松 本	あい ・ア ドバ ンス 今 井		
○			○	○	○	○	○	○	○	○	利用者の意見、要望等を把握することにより、計画的に施設環境を改善することができます。	
			○	○	○	○	○	○	○	○	利用者に楽しみや生きがいを提供することができます。	
			○	○	○	○	○	○	○	○		
○			○	○	○	○	○	○	○	○	先進技術の導入を検討し、活用することで利用者が安心して生活できる環境づくりに役立つことが期待できます。また、トレーニング機器の充実は、就労に向けて様々な業種に就職できる可能性が広がります。	
									○			
○		○	○						○	○	○	組織の見直しにより、効率的な法人運営を推進するとともに、利用者のニーズに対応できるようになります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有事の際に、利用者や職員の安全を確保することができます。	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
2-2-11	防犯設備、機材等を充実するとともに、防犯訓練を実施します。	防犯設備及び防犯用品の充実を図ります。	充実	随時
		不審者の侵入等を想定した、防犯訓練を実施します。	充実	年1回以上
2-2-12	感染症予防及び感染症発生時の対応を強化するとともに、業務継続計画（BCP）に基づく訓練を実施します。	感染症予防及び感染症発生時の対応のための研修を実施します。	充実	年1回以上
		感染症予防及び拡大防止のための物品を充実します。	充実	随時
		感染症対策チェック表を活用し、職員が感染症予防に対する意識を高め、予防及び拡大防止対策を進めます。	充実	随時
		感染症の発生やクラスターに対応した業務継続計画（BCP）に基づく訓練を実施します。	新規	年1回以上
2-2-13	福祉車両の交通事故の防止を図るため、安全運転に係る講習会の開催に加え、安全な運転を支援する機器の導入を進めます。	車両の安全機能の向上を図るため、年次的にドライブレコーダー、カーナビゲーションシステム及びバックモニターを導入します。	継続	年1回以上
		安全運転講習会を実施するとともに、移送サービス運転者講習を受講し、利用者の安全で快適な移動支援を提供します。	継続	2回/年 (実技を含む。)
		交通事故の事例を職員に周知し、安全運転意識の高揚を図ります。	継続	随時
2-2-14	支援技術向上のための研修を実施します。	食事、入浴、移乗介助及び利用者とのコミュニケーション等、職員の支援技術向上のための研修を実施します。	継続	年1回以上
		就労に向けた対応力を向上するための研修を実施します。	継続	年1回以上

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこささら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○			○	○	○	○	○	○	○	○	利用者の安全な日常生活を確保することができます。
			○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	感染症を予防するとともに、感染症発生時に感染を最小限に抑えることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	交通事故防止対策を充実することにより、利用者及び職員の安全を確保することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者に質の高いサービスを提供することができます。
									○		

2 サービスの向上

2-3 利用者の高齢化への対応

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
2-3-1	利用者の高齢化に対する取組みを検討します。	利用者が自らの身体状況に合わせ、利用中のサービスから法人内の別のサービスを利用できるよう配慮します。	継続	5年以内
		利用者が高齢になっても住みやすい環境づくりのため、必要な施設改修を進めます。	充実	随時
		高齢利用者を支援するために必要な知識、介護技術を習得するための研修を実施します。	新規	年1回
2-3-2	看取り及びターミナルケアに必要な知識を習得します。	看取り及びターミナルケアに必要な知識を学ぶ研修を実施します。	継続	3年以内
2-3-3	医療機関、行政機関及び介護保険事業所との連携を強化します。	利用者の意向を前提とし、介護保険事業所等高齢者施設への移行を支援します。	充実	随時
2-3-4	終末期の介護のあり方について、利用者及び家族を交えて話し合います。	新規利用時又は機会を捉え、終末期の介護のあり方について利用者及び家族を交えて話し合います。	継続	3年以内



期日前投票（梓荘）



夜間防災訓練（あい・アドバンス今井）

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ー中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○		○	○	○	○		○	○		○	高齢化に伴い、障がいの重度化・重複化が進み、多様な医療的ケアが必要となります。現在の支援体制では十分対応できないケースがあるため、対応する体制づくりを進めることにより、高齢になった利用者が安心して生活できる環境が整います。
○			○	○	○	○	○	○		○	
○		○	○	○	○	○	○	○		○	
○		○	○	○	○		○	○		○	看取り及びターミナルケアにおける、職員の役割や関係機関、関係者との連携のあり方について学ぶ必要があります。利用者に最期の時まで、利用者本人が望む生活を提供することができます。
○		○	○	○	○		○	○		○	障がい者が、住み慣れた地域で生活段階ごとに求められる生活を続けるために、医療、介護その他の機関が連携することにより、包括的な支援ができます。
○		○	○	○	○		○	○		○	終末期における介護のあり方について利用者及び家族の意思を尊重することにつながります。



大規模災害対応訓練



芸術クラブ「こいのぼりづくり」(ささらの里)

2 サービスの向上

2-4 障がいの重度化への対応

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
2-4-1	療養介護、重度包括支援、行動援護、医療的ケアを必要とする重度身体障がい者のショートステイ等、障がいの重度化に対する支援方法を研究します。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護※31、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練等を提供する重度障がい者等包括支援を実施します。	改善	3年以内
		医療的ケアを必要とする重度心身障がい者の日中活動の場及び短期入所等の受け入れ体制、フォロー体制を整備し、受け入れます。	充実	3年以内
2-4-2	重度身体障がい者、強度行動障がい者等に対応するための体制づくりを進めるとともに、施設、設備等を充実します。	重度身体障がい者に対応するための体制、施設、設備等の充実を図ります。	継続	随時
		強度行動障がい者の日中活動の場及び短期入所を受け入れるための体制、施設、設備等の充実を図ります。	継続	随時
		強度行動障がい者の生活の場を提供するための体制、施設、設備等の充実を図ります。	継続	随時
2-4-3	事業展開、支援方法など、先駆的な取組みを実践している研究機関、施設等との連携を検討します。	重度身体障がい者、強度行動障がい者等の支援を充実するため、同様の取組みを実践している施設、研究機関等と情報交換又は相互研修する機会を検討します。	充実	3年以内
2-4-4	利用者の受け入れ拡大を図るための支援体制を構築します。	地域のニーズを把握し、真に支援を必要とする人への新たなサービス提供を検討するとともに支援体制の整備を検討します。	充実	3年以内

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ― 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこねら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○		○	○	○	○	○	○	○		○	障がい者ニーズに適切に対応した支援体制、高い技術力による質の高いサービスを提供することができます。
○				○	○	○	○				利用者が安心して利用できる施設であるとともに、介護者にとってのレスパイトサービス※32となれるよう、利用者ニーズに対応することができます。
○		○		○	○	○	○				重度身体障がい者、強度行動障がい者等に対する支援を充実することができます。
○		○							○	○	
○		○							○	○	
○		○	○	○	○	○	○	○		○	職員の技術及び資質向上が図られるとともに、様々な障がい者のニーズへの対応が可能となります。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域内で障がい者のニーズに応じることにより、住み慣れた地域で安心して生活することにつながります。

3 地域とのつながり

3-1 地域との交流

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
3-1-1	地域における新たな公益的な取組み事業を検討します。	地域における公益的な取組みをさらに充実するため、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を検討し、実施します。	充実	随時
3-1-2	福祉に関する出前講座の実施、福祉系教育機関の実習生の受入れ等を通じて、職員が持つ知識や技能を地域に還元します。	市民との協働による地域福祉活動の推進を図るため、出前講座を創設するなど職員を地域に派遣し、社会福祉に関する理解を深める場を創出します。	継続	3年以内
		養成機関の実習生の受入れを進めます。	充実	随時
		福祉系教育機関と連携を強化し、実習生の受け入れを継続します。	充実	随時
3-1-3	学生ボランティアの受入れや学校行事に利用者と職員が参加するなど、学校と施設が相互に交流する機会を増やします。	学生ボランティアの受け入れをさらに進め、学生と利用者、職員が相互に交流する機会を増やします。	継続	随時
		学校行事に利用者と職員が積極的に参加し、相互に交流する機会を増やします。	継続	年1回以上
3-1-4	地域の行事に利用者と職員が参加します。	感染症流行等の社会的状況を踏まえ、防災訓練、運動会、文化祭等の地域行事に利用者と職員が積極的に参加し、相互交流を図ります。	充実	年1回以上
3-1-5	利用者の作品を地域の行事や展示スペースなどに出展する機会を増やします。	法人全体でアート展を開催します。また、技術向上に向けて外部講師の依頼も検討します。	充実	年1回以上
		地域に働きかけ、利用者の作品を地域の行事や展示スペースに展示するほか、展覧会などに出展します。	継続	随時
3-1-6	法人の公園や施設を有効活用し、地域住民と利用者及び職員が交流する機会をつくります。	ふれあいモミの木公園において、イベントや飾り付けを企画し、地域住民と利用者、職員が交流する機会をつくります。	充実	3年以内
		法人施設を広く開放し、地域住民と利用者、職員が交流する機会をつくります。	充実	3年以内

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ― 中信	地域サポートセンター	梓 荘	さ や ら の 里	こ き り こ の 森	み す ぎ の 森	共 立 学 舎	チャ レン ジ 松 本	あい・アド バンス今 井	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会福祉法に規定される公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法人として地域に貢献することができます。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員の経験や技術等を地域に広めることで、地域のなかで法人・施設の認知度が高まるとともに、「障がい」についての理解や知識をより深められ、地域と施設との交流が深まります。
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	○	○	○	子どもの時期から障がい者と一緒に地域で育つことで、障がいに対する知識の習得、障がいに対する理解を深めることができます。
			○	○	○	○	○	○	○	○	地域活動を通じて、利用者が社会に溶け込み、地域のなかでいきいきと生活することができます。
○			○	○	○	○	○	○	○	○	利用者は作品を通じて、地域とつながりを持つことができます。また、地域の方には法人、施設及び利用者の取組みを理解いただく機会になります。
			○	○	○	○	○	○	○	○	障がい者の創作活動を、余暇活動として捉えるだけでなく、利用者の自立と社会とのつながりを進めていく必要があります。作品を通じて、利用者が自信を持ち社会とつながり、地域の方も法人について理解いただくことができます。
○			○	○	○	○	○	○	○	○	誰もが自由に交流できる場を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくる必要があります。地域の方々に法人、施設及び事業所を身近に感じていただき、障がいの有無に関係なく交流できる機会を創出することができます。
○			○	○	○	○	○	○	○	○	

3 地域とのつながり

3-2 地域の社会資源との協働

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
3-2-1	松本市自立支援協議会に参画し、圏域の福祉課題及び福祉ニーズを捉え、対応を検討します。	マクロレベル※33の視点に立ち、松本市自立支援協議会の一員として、福祉ニーズを把握するとともに、法人職員が圏域の福祉課題を共有します。	継続	随時
		圏域における役割を果たすため、空床確保事業等の地域生活支援拠点整備事業を実施します。	継続	随時
3-2-2	ボランティアと利用者の交流を進めます。	企業、団体、地域の役員、住民など、新たなボランティアとのつながりを構築し、利用者と交流する場を創出します。	充実	随時
		現在交流のあるボランティア団体及び個人との活動を日中活動に盛り込むなど、利用者との交流をさらに深めます。	継続	随時
3-2-3	地域の福祉課題を検討するため、大学、医療機関、社会福祉法人等とのネットワークづくりを行います。	地域の福祉課題について研究するため、関係機関によるネットワークづくりを検討します。	継続	5年以内
3-2-4	他法人との連携体制を構築し、合同学習会、職員相互交流、災害時の相互協力等を継続します。	他法人と合同で研修する機会を設けます。	充実	5年以内
		他法人と相互に職員が交流する機会を設けます。	継続	5年以内
		他法人と災害時に相互に協力する体制づくりを推進します。	継続	5年以内
3-2-5	障がい者地域活動拠点事業の体制づくりを推進します。	相談支援事業を核として、緊急時又は体験利用を受け入れる地域活動拠点づくりの研究を進めます。	継続	5年以内

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ―中信	地域サポートセンター	梓荘	さやらの里	こまろこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係機関がネットワークを構築し、切れ目のない支援体制を構築することができます。
○		○						○		○	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	ボランティアと利用者が一緒に交流することにより、ボランティアの方が障がいに対しての理解を深めることができ、また、利用者が地域住民と関わることができます。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域住民と関わる機会を増やすことで、地域、法人、利用者との関係が深くなり、地域における活動の可能性を広げることができます。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	複雑化・多様化する福祉課題に対して、施設だけではなく、様々な専門機関や地域住民の協力が必要です。様々な機関と福祉課題を共有し連携を深めることにより課題の解決が可能となります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	それぞれの団体の活動を知ることで相互理解を深め、協力体制を構築することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○		○		○	○			○		○	地域連携が深まり、手厚く柔軟なサポート体制が確立することによってサービスの向上が期待できます。

3 地域とのつながり

3-3 地域移行の推進

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
3-3-1	地域移行推進のための事業実施について検討します。	地域生活への移行のために重点的に支援を必要としている利用者に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談及び必要な支援を行う地域移行支援事業の実施を検討します。	充実	5年以内
		単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う地域定着支援事業※34の実施を検討します。	充実	5年以内
3-3-2	障がい者が地域で生活するために必要な支援や事業を展開します。	移動支援、福祉有償運送、居宅介護支援の実施など、利用者のニーズや地域移行の動きを踏まえた新規事業について検討し、実施します。	新規	5年以内
3-3-3	利用者が望む場所で生活できるよう、地域移行を支援します。	行政機関と連携し、地域で自立した生活を送るための住宅、アパートなど生活の場の確保を図ります。	充実	5年以内
		入所施設において、地域移行を希望する利用者の地域移行を支援します。	充実	5年以内
		地域移行後の施設の空きスペースの活用策について、利用定員や居室の個別化を含め総合的に検討を進めます。	充実	5年以内

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささりの里	こきりこやしろ	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○		○									利用者が地域移行するために必要な支援が得られ、住居の確保や利用者ごとの不安などさまざまな相談ができるようになります。
○		○									居宅において単身で生活する障がい者や地域生活が不安定な障がい者に対して、地域生活を継続していくための支援を行うことが可能となります。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	在宅支援の基盤が整い、施設内から施設外へと、地域で当たり前のように暮らしていける環境が整います。ホームヘルプ事業により、個々に必要な在宅支援サービスが受けられるようになります。
○		○									住環境（アパート等）と生活支援（ヘルパー事業所）が一体となった生活環境で暮らすことにより、安心した生活を送ることが可能になります。
○		○		○	○			○		○	地域移行を希望する利用者に対し、地域社会で暮らしていけるように支援することが重要です。多くの障がい者が地域移行する機会を得て、望む場所で生活する地域社会を実現できます。
○		○		○	○			○		○	施設本来の役割を再確認し、施設を適切かつ有効に活用することができます。

3 地域とのつながり

3-4 情報の発信及び提供

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
3-4-1	効果的な情報発信の方法について検討します。	法人ホームページを中心とした効果的な情報発信の方法について検討を継続します。	充実	随時
3-4-2	法人の事業、活動等を公開します。	法人サイト（ホームページ）を活用して、法人の事業、活動等を公開します。	充実	随時
		広報誌を発行して、法人の事業、活動等を公開します。	充実	随時
3-4-3	社会福祉の啓発活動を行います。	地域の催し、説明会、学校訪問等、様々な機会を捉えて社会福祉の啓発活動を行います。	充実	3年以内



お花見外出（みすぎの森）

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ー中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこさくら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多面的に具体的かつ魅力的な情報を発信することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人の事業内容や地域イベント等の様子などをホームページに掲載することにより、法人の認知度を高めます。
○			○	○	○	○	○	○	○	○	定期的に誌面で法人の活動を紹介することにより、社会福祉活動の啓発に役立ちます。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人の理念や活動を地域の方々に理解いただき、法人と地域がともに地域福祉活動を推進することにより、日常生活のなかで障がい者が特別視されるのではなく、地域の一員として安心して暮らしていける地域社会が実現します。



ブルーベリー狩り（あい・アドバンス今井）

4 人材の確保と育成

4-1 人材の確保

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
4-1-1	人材確保のための有効な方法を検討します。	人材確保のための有効な手段、方法等を検討します。	継続	随時
		中途採用者、定年後再就職者等の人材確保及び外国人労働者の雇用を検討します。	継続	3年以内
		ピアサポーターや養護学校卒業生などの人材活用について検討し、個々のポテンシャルや適性に合わせたマッチング等についても検討します。	新規	3年以内
		職員の定年延長を検討します。	継続	5年以内
4-1-2	福祉の職場説明会、Jobマッチングフェア等への参加、法人主催の職場説明会の開催により、広く人材を募集します。	法人主催の職場説明会を実施します。	継続	3年以内
		福祉の職場説明会、Jobマッチングフェア等に参加し、人材を募集します。	継続	随時
4-1-3	情報媒体を活用して人材確保に努めます。	法人サイト（ホームページ）をはじめ、就職ポータルサイト、情報誌等を活用して人材確保に努めます。	継続	随時



買い物外出（こきりこささら）



創作活動「アロマキャンドル」（梓荘）

本部				身障部			知障部			得られる効果	
総務課	経理課	障害者相談支援センター ― 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こまろこまろ	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本		あい・アドバンス今井
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>少子・高齢社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれます。また、障害者自立支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保の提供が重要です。人材を確保することにより、サービスを安定して提供することができます。</p>
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○											
○											<p>福祉分野においては、人材の確保が喫緊の課題となっています。人材のマッチングの促進を強化することにより、より自分にあった職場を選択することができ、離職率の低下につながります。また、法人として幅広い人材を確保することができます。</p>
○				○	○			○		○	
○				○	○			○		○	<p>幅広い人材を確保するために、法人の事業内容等の情報を発信することが必要です。事業内容や法人の特徴等の情報を発信することにより、人材確保・定着につながります。</p>



夏祭りの装飾（ささらの里）



ミニ運動会（共立学舎）

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
4-1-4	実習生、職場体験、学生アルバイト等を受け入れて人材確保につなげます。	施設における職場体験、見学等を通じ、福祉の職場に魅力を感じられる取組みを継続します。また、法人を知っていただく機会を増やすため、施設外活動を充実します。	充実	3年以内
		学校との交流事業、実習生、学生アルバイトの受入れ等、採用試験の応募者を増やす取組みを進めます。	充実	随時
		実習生、見学者等に対して職場の魅力を伝えることができるよう、実習担当職員の研修を実施します。	充実	年1回以上
4-1-5	人材確保のための大学、短期大学、専門学校及び高等学校への訪問に加え、資格取得のための支援について検討します。	大学、短期大学、専門学校及び高等学校を訪問し、学生の動向を把握するとともに、法人の魅力を発信し人材の確保を図ります。	充実	年1回以上
		在学中の資格取得に関する法人独自の助成金や奨学金制度の創設について検討を進めます。	新規	3年以内



排泄ケア研修（梓荘）

本部				身障部			知障部			得られる効果	
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこさくら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本		あい・アドバンス今井
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>学生、求職者等は障がい者福祉施設の介護現場に携わる機会が少ないため、福祉の仕事に対する理解が不足しています。</p> <p>福祉の担い手として期待される学生や就職希望者等に、介護等に携わる職場体験を通じて、介護現場の状況や福祉の仕事のやりがい、魅力等を伝えることができます。また、福祉・介護分野への就業促進につながります。</p>
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>将来にわたって安定的に人材を確保していくためには、若年層の人材が必要です。将来の福祉・介護の担い手である若年層の就職につながり、継続的に人材を確保することができます。</p>
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	



新任職員研修

4 人材の確保と育成

4-2 人材の育成

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
4-2-1	福祉専門職としての自覚と専門技能の習得を促すため、福祉系の資格取得を支援します。	法人奨学金運用規程に基づき、福祉系資格の取得を支援するとともに、制度の周知を図ります。	継続	随時
4-2-2	人材育成のため、近隣の大学、短期大学等との交流、連携を進めます。	大学、短期大学等、近隣の学校との交流及び連携を推進します。	継続	随時
4-2-3	研修計画を策定し、時宜にかなう研修を実施します。	人材育成計画及び研修計画を策定し、各種研修を実施します。	継続	毎年実施
		職員各人の研修履歴を把握し、研修の機会を平準化します。	継続	毎年実施
		各施設及び事業所単位で必要な研修を企画し、実施します。	継続	毎年実施
		いつでもどこでも研修を受講することができるオンラインセルフ研修を実施します。	新規	3年以内
4-2-4	キャリアパスを見直すとともに、各職位に求められる能力の習得のため、法人の研修会、外部研修等への参加を推進します。	職員のモチベーションアップを図るため、人事評価と連動するキャリアパスに見直します。	充実	3年以内
		キャリアパスに基づき、必要な知識、能力、技術等を習得するための研修会を実施するとともに、外部研修に参加します。	継続	随時
4-2-5	他法人の理念や取組みを学び、自法人に活かすため、先進地視察研修を実施します。	先進地視察研修を企画し、実施します。	継続	年1回以上
4-2-6	他法人又は他分野との職員人事交流の実施について検討します。	職員が他法人又は他分野の業務を経験し、業務に活かすため、人事交流を実施します。	充実	5年以内

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ―中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こまろこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○											資格取得により、専門の知識が得られ、サービスの質の向上につながります。
○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	近隣の大学、短期大学との連携により、福祉人材を地域で育成することができ、将来の人材確保につながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員のキャリアアップを目指し、研修をすることにより、仕事への意欲を高めます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員の仕事に対する意欲を高めることができ、将来を見据えて働き続けることができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	先進地視察研修、外部研修への参加、人事交流等を通じて、職員の視野を広げ、職場や仕事における気づきが業務改善や課題解決につながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

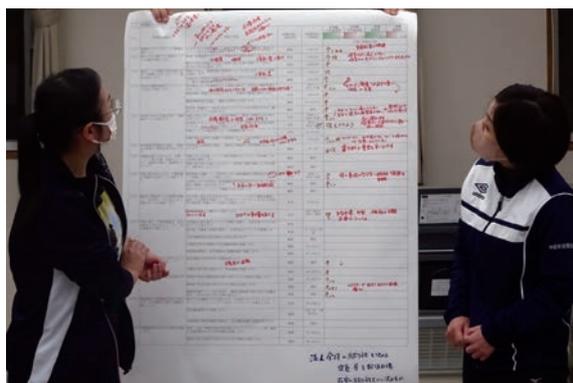
4 人材の確保と育成

4-3 離職予防と職員間の連携

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
4-3-1	職員個別計画制度を運用し、業務に対する職員の目標を明確にし、達成度を客観的に評価します。	上司や外部の専門家によるヒアリングを実施し、部下の悩みや課題をともに考え、職員が業務に対する明確な目標を設定して意欲的に仕事に取り組める環境づくりを進めます。	充実	随時
4-3-2	チューター制度を実施し、新任職員の離職予防を図ります。	チューター制度を実施するにあたり、世話役となる職員が必要な知識と技術を習得する研修を実施します。	継続	5年以内
		先輩職員が新任職員の相談に乗ったり、きめ細かいフォローを行うチューター制度を実施し、新任職員の離職予防を図ります。	継続	3年以内
4-3-3	ICT技術、センサー機能等を有する最先端の介護機器等の導入を進め、併せて、腰痛予防、ハラスメント対策、リスクマネジメント等の研修を実施します。	利用者の安全確保や職場環境の向上及び間接的な人材確保に資するため、ICT技術、介護ロボット、センサー機能等を有する介護機器の積極的な導入を進めます。	充実	随時
		腰痛予防、ハラスメントの防止、勤務中の事故防止などリスクマネジメントに関する知識を習得するための研修会を実施します。	継続	随時
4-3-4	各施設及び事業所において、意見交換がしやすい環境を構築します。	各施設及び事業所における会議及びミーティングのあり方を再点検し、意見交換がしやすい環境を構築します。	継続	随時
4-3-5	業務上必要な情報共有を円滑にします。	グループウェア等の情報ツールを活用し、業務上必要とする情報共有を円滑にします。	充実	随時

本部				身障部				知障部			得られる効果
総務課	経理課	障害者相談支援センター ー中信	地域サポートセンター	梓荘	さやらの里	こまろこやわら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本	あい・アドバンス今井	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員が目標に向かって前進できるように仕事内容や法人の存在意義を理解する必要があります。職員一人ひとりの目標を明確にし、仕事に意欲を持って望むことができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経験豊かな先輩職員に、仕事上の指導やアドバイスだけでなく、悩みを相談することにより、新人職員が抱える悩みやストレスを軽減でき安心して働ける環境を築くことができます。それにより、離職防止につながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	最先端の介護機器等の導入により、職員の負担が軽減されるとともに介助時の安全性が確保されます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	さまざまなハラスメントを防止し、勤務中の事故を防止することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	意見交換しやすい場を提供することにより、職員同士のコミュニケーションが密になり、職場環境の改善につながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	情報ツールを活用することにより、業務上必要な情報の共有・交換を円滑に行うことができます。

No.	具体的な取組み	事業の内容	前期計画の 検証に基づく 判断基準	後期計画の 目標値等
4-3-6	メンタル不調の未然防止等を図るため、ストレスチェックを実施します。また、高ストレス者への対応を行います。	ストレスチェックの結果に基づいて、施設及び事業所ごとの傾向を分析し、対策を講じます。	継続	年1回
		高ストレス者に対し、相談しやすい環境づくりを進めるとともに産業医による個別面談を勧めます。併せて、ストレス要因を排除する取組みを進めます。	継続	随時
4-3-7	自己が所属する法人についての理解を深める研修を実施します。	社会福祉法人の役割と使命、法人の基本理念、中長期計画について理解を深めるための研修を実施します。	継続	年1回
4-3-8	職員同士が情報交換し、交流することができる場所や機会を検討します。	職員同士が気軽に参加でき、楽しみながら情報交換ができる催しを企画し、実施します。	継続	3年以内
		各施設及び事業所の休憩室を改善し、職員がくつろぎ、気軽に話し合える空間づくりを検討します。	継続	5年以内
		職員同士が気軽に情報交換できるよう、各施設及び事業所間の連絡会を実施します。	継続	年1回以上
4-3-9	多様な働き方に関する検討を進め、離職予防の取組みを強化します。	雇用形態及び多様な働き方に関する検討を進めます。	継続	随時
		一般事業主行動計画を策定し、女性管理職の任用、有給休暇の取得促進、出産・育児と仕事の両立等への具体的な取組みを進めます。	新規	随時



中長期計画策定会議



虐待防止・権利擁護研修

本部				身障部			知障部			得られる効果	
総務課	経理課	障害者相談支援センター 中信	地域サポートセンター	梓荘	ささらの里	こきりこさくら	みすぎの森	共立学舎	チャレンジ松本		あい・アドバンス今井
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職場におけるストレス要因を点検・分析し、職場環境の改善につなげます。働きやすい職場づくりを進めることにより、労働者のストレスを低減することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人の理念と方針について理解を深めることにより、職員の働く目標が明確となり、それに向かって前進することにより、業務の発展性へとつながります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員同士が情報交換、交流することにより、働きやすい職場環境や良好な人間関係を築くことができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多様で柔軟な働き方を実現し、雇用形態に拘らない均衡のとれた待遇を確保することができます。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



パネルディスカッション「障がい者の困りごとに応えるために」



先進施設視察研修

資料編

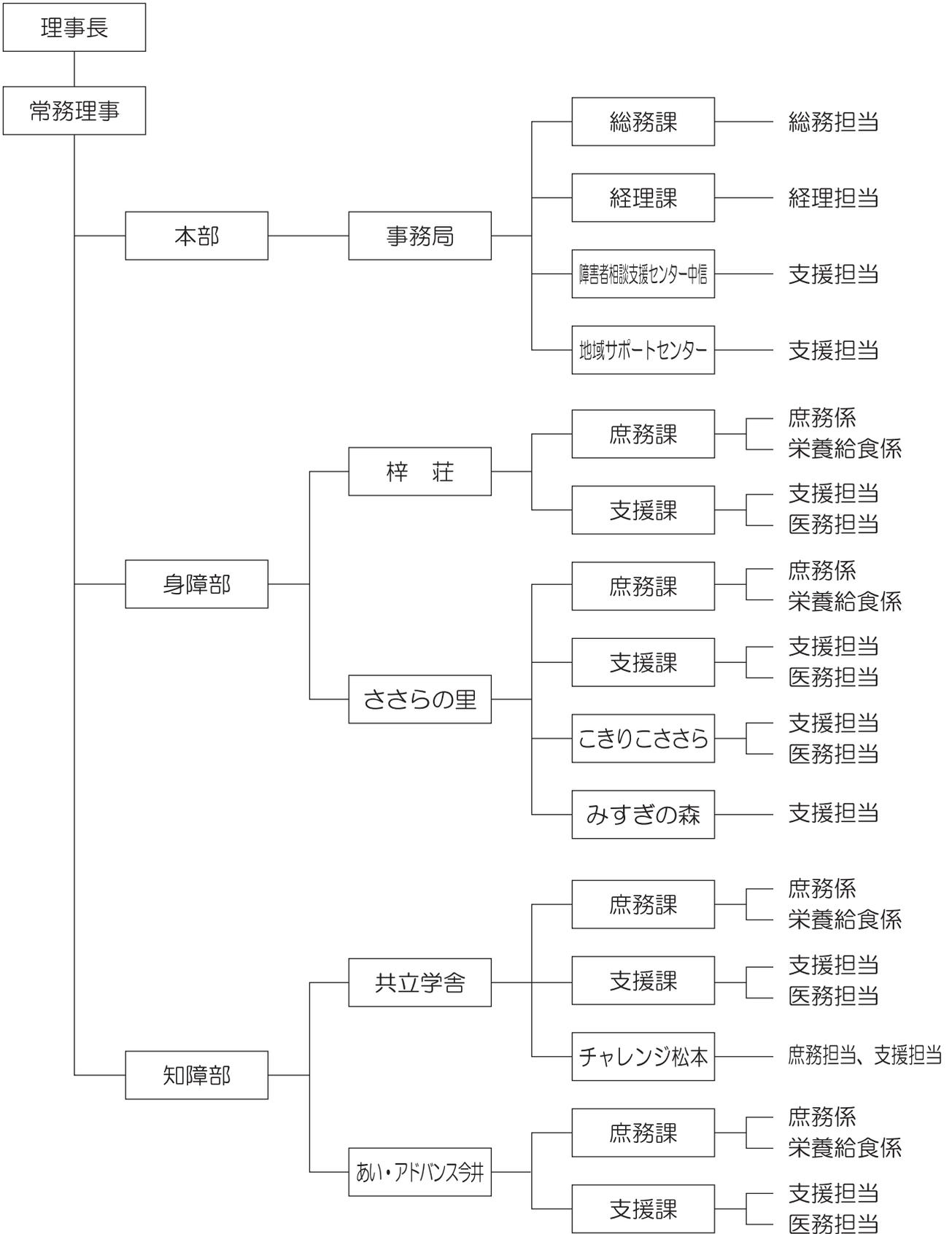
法人の概要

法人名	社会福祉法人中信社会福祉協会
設立年月日	昭和52年(1977年)7月28日
所在地	長野県松本市梓川梓2288番地3
代表者	理事長 井上 俊治
事業内容	1 第一種社会福祉事業 障害者支援施設の経営 2 第二種社会福祉事業 障害児相談支援事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、特定 相談支援事業の経営、移動支援事業の受託運営及び地域活動支援 センターの受託運営
職員数	258人(令和5年(2023)年4月1日現在)

法人の沿革

昭和52年(1977年)7月	社会福祉法人中信社会福祉協会 法人認可
昭和53年(1978年)4月	障害者支援施設「梓荘」開設
昭和57年(1982年)4月	障害者支援施設「共立学舎」開設
昭和60年(1985年)5月	障害者支援施設「あい・アドバンス今井」(昭和49年(1974年)4月 開設 旧称「今井学園」)松本広域連合から運営受託
平成10年(1998年)4月	障害者支援施設「あい・アドバンス今井」 松本広域連合から経営移管
平成10年(1998年)11月	障害者支援施設「ささらの里」開設 松本市通所生活介護センター・松本市障害者地域活動支援センター「こ きりこささら」開設、運営受託
平成16年(2004年)4月	グループホーム「杉のこ」開設
平成16年(2004年)6月	グループホーム「やまぶき館」開設
平成17年(2005年)7月	グループホーム「いっきゅう」開設
平成18年(2006年)6月	グループホーム「さつき」開設
平成20年(2008年)4月	グループホーム「あさがお」及び「西林」開設
平成21年(2009年)3月	グループホーム「やまぶき館」を「やまぶき」に名称変更・移設、宅幼 老所「都波岐の杜」開設 就労継続支援B型事業所「第2共立学舎」開設
平成22年(2010年)10月	「障害者相談支援センター中信」(平成16年(2004年)に事業所指定) 開設
平成23年(2011年)4月	「松本障害者雇用支援センター」(平成10年(1998年)4月開設)社 団法人長野県雇用開発協会から経営移管
平成25年(2013年)4月	グループホーム「みすぎの森」開設
平成29年(2017年)4月	グループホーム「いっきゅう」移転新築
平成30年(2018年)4月	グループホーム「第2みすぎの森」開設
令和3年(2021年)3月	グループホーム「あさがお」移転新築 宅幼老所「都波岐の杜」廃止
令和3年(2021年)4月	「松本障害者雇用支援センター」と「第2共立学舎」を統合 多機能型事業所「チャレンジ松本」開設

組織図



施設概要

相談支援事業所 障害者相談支援センター中信



- 開設：平成 22 年（2010 年）
- 提供サービス等：指定特定相談支援、指定障害児相談支援及び障害者相談支援
- 所在地：長野県松本市梓川梓 2288 番地 3

共同生活援助事業所 グループホームあさがお



- 開設：平成 20 年（2008 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）
- 所在地：長野県松本市梓川 2682 番地 10

共同生活援助事業所 グループホームいっきゅう



- 開設：平成 17 年（2005 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）
- 所在地：長野県松本市梓川梓 4242 番地 1

共同生活援助事業所 グループホームさつき



- 開設：平成 18 年（2006 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）
- 所在地：長野県東筑摩郡山形村 7043 番地 1

共同生活援助事業所 グループホーム杉のこ



- 開設：平成 16 年（2004 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）
- 所在地：長野県東筑摩郡山形村 220 番地 13

共同生活援助事業所 グループホーム西林（せいりん）



- 開設：平成 20 年（2008 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）
- 所在地：長野県松本市梓川梓 4664 番地 2

共同生活援助事業所 グループホームやまぶき



- 開設：平成 16 年（2004 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）
- 所在地：長野県松本市小屋南 1 丁目 43 番 18 号

障害者支援施設 梓荘



- 開設：昭和 53 年（1978 年）
- 提供サービス等：生活介護（定員 55）、施設入所支援（定員 50）及び短期入所（併設型 2・空床型）
- 所在地：長野県松本市梓川梓 5055 番地 5

障害者支援施設 ささらの里



- 開設：平成 10 年（1998 年）
- 提供サービス等：生活介護（定員 59）、施設入所支援（定員 50）及び短期入所（併設型 4・空床型）
- 所在地：長野県松本市大字内田 200 番地 1

障害者通所生活介護センター こきりこささら



- 開設：平成 10 年（1998 年）
- 提供サービス等：生活介護（定員 20）及び障害者地域活動支援センター事業
- 所在地：長野県松本市大字内田 200 番地 1

共同生活援助事業所 グループホームみずぎの森



- 開設：平成 25 年（2013 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）及び短期入所（単独型 1）
- 所在地：長野県松本市大字内田 189 番地 1

共同生活援助事業所 グループホーム第 2 みずぎの森



- 開設：平成 30 年（2018 年）
- 提供サービス等：共同生活援助（定員 7）及び短期入所（単独型 1）
- 所在地：長野県松本市大字内田 185 番地

障害者支援施設 共立学舎



- 開設：昭和 57 年（1982 年）
- 提供サービス等：生活介護（定員 55）、施設入所支援（定員 30）及び短期入所（併設型 2・空床型）
- 所在地：長野県松本市大字今井 4822 番地 1

多機能型事業所 チャレンジ松本



- 開設：平成 21 年（2009 年）
- 提供サービス等：就労継続支援 B 型（定員 32）、就労移行支援（定員 8）及び就労定着支援
- 所在地：長野県松本市大字今井 4900 番地

障害者支援施設 あい・アドバンス今井



- 開設：昭和 49 年（1974 年）
- 提供サービス等：生活介護（定員 60）、施設入所支援（定員 50）及び短期入所（併設型 4・空床型）
- 所在地：長野県松本市大字今井 4870 番地 1

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

（外務省パンフレットから抜粋）

1 障害者権利条約の締結

（1）障害者権利条約とは

国連総会で「障害者権利条約」（正式名称：「障害者の権利に関する条約」）が採択されたのは、平成18年（2006年）12月のことです。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等について規定している、障がい者に関する初めての国際条約です。その内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっています。

（2）「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」

条約の起草交渉は、政府間で行われることが通例ですが、このアドホック委員会では、障がい者団体は傍聴できるだけでなく、発言する機会も設けられました。それは、障がい者の間で使われているスローガン「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」に表れています。障がい者が自身に関わる問題に主体的に関与するとの考え方を反映し、名実ともに障がい者のための条約を作成しようという、国際社会の総意の表れでした。平成18年（2006年）12月13日、障害者権利条約が国連総会で採択されました。平成20年（2008年）5月3日、障害者権利条約は、効力発生の要件が整い発効しました。

（3）「締結の前に、国内法の整備を」

日本は、障害者権利条約が採択された翌年の平成19年（2007）年9月28日に条約に署名しました。一方、条約の締結（批准）については、国内の障がい当事者等から、条約の締結に先立ち国内法の整備を始めとする障がい者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられました。これを受けて、障害者基本法の改正（平成23年（2011年）8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年（2012年）6月）、障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正（平成25年（2013年）6月）等、様々な制度改革が行われました。このように、条約の締結に先立って国内の障がい者制度を充実させたことについては、国内外から評価する声が聞かれています。

（4）日本の障害者権利条約の締結

平成25年（2013年）6月の障害者差別解消法の成立をもって、一通りの障がい者制度の充実がなされたことから、日本は条約の批准書を国連に寄託し、日本は141番目の締約国・機関となりました。

2 条約の主な内容

（1）障害者権利条約における障がいの捉え方

従来の障がいの捉え方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障がいは、主に社会によって作られた障がい者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障がいがある人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがないなどといった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。国連の議論においては、主に1980年代の様々な取組みを通じて障がいに対する知識と理解が深まり、障がい者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障がい者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました。

（2）目的

この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促

進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。この条約では、障がい者には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とされています。

(3) 平等・無差別と合理的配慮

条約の第2条(定義)では、障がい者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義しています。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で筆談や読み上げるなどにより理解を助けること等が当たります。そして、障がいに基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれます。また、第4条(一般的義務)では、締約国に障がい者に対する差別となる既存の法律等を修正・撤廃するための適切な措置をとることを求めているほか、第5条(平等及び無差別)では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。この「合理的配慮の否定」を障がいに基づく差別に含めたことは、条約の特徴の一つとされています。

(4) 意思決定過程における障がい当事者の関与

条約の第4条(一般的義務)では、締約国は障がい者に関する課題についての意思決定過程において、障がい者と緊密に協議し、障がい者を積極的に関与させるよう定めています。また、第35条(締約国による報告)では、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に対する報告を作成するに当たり、先の第4条の規定に十分な考慮を払うこととされています。これらの規定には、いわゆる「Nothing About Us Without Us(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」の考え方を背景として、障がい当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。

(5) 施設・サービス等の利用の容易さ

条約の第9条(施設及びサービス等の利用の容易さ)では、締約国は障がい者が輸送機関、情報通信等の施設・サービスを利用する機会を有することを確保するため、適当な措置をとることを定めています。この措置には、施設・サービス等の利用の容易さに対する妨げ・障壁を特定し、撤廃することが含まれます。

(6) 自立した生活・地域社会への包容

条約の第19条(自立した生活及び地域社会への包容)では、締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障がい者がこの権利を完全に享受し、地域社会に完全に包容され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることを定めています。

(7) 教育

条約の第24条(教育)では、締約国は教育についての障がい者の権利を認めることを定めています。障がい者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の実現に当たり、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障がい者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。

(8) 雇用

条約の第27条(雇用及び労働)では、締約国は、障がい者が、障がいのない人と平等に労働に関する権利を有することを認め、その権利が実現されることを保障・促進することを定めています。特にあらゆる形態の雇用における、障がいに基づく差別の禁止や職場での障がい者に対する「合理的配慮」の確保等のため、締約国が適当な措置をとることを定めています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） （内閣府リーフレットから抜粋）

1 障害者差別解消法とは

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

（1）概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ア 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。
- イ 差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ウ 行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

（2）障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※aを取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

2 障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

区分	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されています。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※b	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されています。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※a 社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを指し、① 社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、② 制度（利用しにくい制度など）、③ 慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習・文化など）、④ 観念（障がいのある方への偏見など）などがあげられます。

※b 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(長野県第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画から抜粋)

1 現状

圏域内総人口 (R2.4.1)	420,885人
身体障がい児・者数 (R2.3末)	17,137人
知的障がい児・者数 (R2.3末)	3,690人
精神障がい児・者数 (R2.3末)	4,936人
重症心身障がい者・児数 (R2.3末)	209人
小児慢性特定疾病医療費受給者数 (R2.3末)	490人
特定医療費等受給者数 (R2.3末)	3,206人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数 (小中学校) (R2.8末)	2,310人
医療的ケア児数 (H31.4.1)	130人

		(R2.5.1)
小学校		54校
中学校		38校
特別支援学校		4校
児童生徒数	小学部	143人
	中学部	101人
	高等部	178人
	うち訪問教育対応者	9人
	うち重度重複学級在学者	43人
(注) 障がい児・者数は手帳所持者		

2 特性・施策の方向性等

地域生活を支援・充実するため、地域の連携や地域のバックアップ体制の推進等により、圏域又は複数の市村での対応等を関係者と協議・検討します。

【成果目標達成と共に取り組む主な具体的施策】

- 地域生活支援拠点等の機能充実の協議の継続
- 医療的ケア児等に対する支援の協議の継続
- 強度行動障がい児・者に対する支援の協議の継続
- 相談支援体制の充実・強化に向けた協議の継続

3 成果目標

目 標	基準となる数値	目標割合	目標値 (2020年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	415人	(R1年度未入所者数)のうち6.5%	⇒27人移行
施設入所者の減少数	415人	(R1年度未入所者数)のうち3.1%	⇒13人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	14人	(R1年度)の1.51倍増	⇒62人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	24人	(R1年度)の1.38倍増	⇒33人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	4人	(R1年度)の2.25倍増	⇒9人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	12人	(R1年度)の1.58倍増	⇒19人移行
目 標	目 標 内 容		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	43人(69%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	5事業所(83%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数1カ所 運用状況の検証等 年6回		
児童発達支援センターの設置	既存事業所を中心に必要に応じて体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を中心に体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

活動指標(※1) サービス名	単位	R1年度 (実績)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括支援	時間分	15,125	16,470	16,827	17,788
生活介護	人日分 (※2)	16,348	16,886	17,188	17,477
自立訓練(機能訓練)		53	53	61	64
自立訓練(生活訓練)		397	407	416	415
就労移行支援		1,644	1,877	2,030	2,187
就労継続支援(A型)		2,274	2,619	2,721	2,843
就労継続支援(B型)		18,450	19,410	19,755	20,116
就労定着支援		人分	20	31	37
療養介護	人分	92	90	91	92
短期入所(福祉型)	人日分	740	784	800	815
短期入所(医療型)		189	216	223	231
自立生活援助	人分	10	14	17	20
うち精神障がい者		5	6	7	7
共同生活援助		449	492	520	547
うち日中サービス支援型	0	6	7	8	
うち精神障がい者	180	199	211	223	
地域生活支援拠点等(※3)	箇所	-	1	1	1
	回数	-	6	6	6
施設入所支援	人分	410	408	406	403
計画相談支援		800	875	923	971
地域移行支援		3	9	9	10
うち精神障がい者		1	4	4	4
地域定着支援		11	13	13	14
うち精神障がい者	6	6	7	8	
児童発達支援	人日分	1,209	1,275	1,454	1,561
医療型児童発達支援		4	4	14	14
放課後等デイサービス		5,123	5,490	5,848	6,251
保育所等訪問支援		13	18	29	38
居宅訪問型児童発達支援		6	19	27	39
福祉型障害児入所施設	人分	4	5	5	6
医療型障害児入所施設		20	19	19	20
障害児相談支援		174	202	212	224
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人	0	0	0	1
ペアレントトレーニング等の受講者数(※4)	人/年	-	225	226	228
ペアレントメンターの人数(※4)		-	20	20	20
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	5	8	13
生活介護	事業所数	29	32	32	32
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		3	3	3	3
就労移行支援		14	14	14	14
就労継続支援(A型)		7	7	7	8
就労継続支援(B型)		53	61	61	61
就労定着支援		4	4	6	6
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		19	22	22	22
短期入所(医療型)		2	2	2	2
自立生活援助		3	4	4	4
共同生活援助		86	93	93	95
うち日中サービス支援型		0	1	1	1
施設入所支援		9	9	9	9
特定相談支援		49	49	50	50
一般相談支援(地域移行支援)	8	9	9	9	
一般相談支援(地域定着支援)	7	8	8	8	
児童発達支援	22	24	24	24	
医療型児童発達支援	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	37	41	41	41	
保育所等訪問支援	6	7	7	7	
居宅訪問型児童発達支援	3	3	3	3	
福祉型障害児入所施設	1	1	1	1	
医療型障害児入所施設	1	1	1	1	
障害児相談支援	39	40	41	42	

※1 活動指標… サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標… 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

計画策定の経過

- 令和5. 4. 11 第1回施設長会議（中長期計画検討会議）において、第1次中長期計画後期基本計画（以下「後期計画」といいます。）の策定方法について協議
4. 18 後期計画策定支援業務を株式会社ワイド（伊那市）に委託
5. 19 法人内に、「後期計画策定チーム」を組織
5. 27 法人全職員を対象に、前期基本計画を評価・検証するためアンケート調査を実施
- 7月下旬 管理職及び一般職員36人を対象に、前期基本計画に対する成果等のヒアリング調査を実施
9. 12 第10回施設長会議（中長期計画検討会議）に、後期計画の策定経過を報告
9. 28 後期計画策定会議（以下「策定会議」といいます。）を設置し、第1回会議において、法人、施設及び事業所における外部環境、内部環境の課題と強みについて協議
9. 29 令和5年度第3回理事会に、後期計画策定の状況を報告
10. 26 第2回策定会議において、「障がい者の困りごとに応えるために」をテーマにパネルディスカッションを開催し、今後の法人運営の重要な骨組みとなる取組みについて協議
11. 10 先進施設（社会福祉法人長野市社会事業協会「ハーモニー桃の郷」及び長野市障害者総合施設「いつわ苑」）の視察研修を実施（19人参加）
11. 21 第13回施設長会議（中長期計画検討会議）において、後期計画の重点取組み目標について協議
11. 30 第3回策定会議において、前期基本計画の具体的な取組み事項を評価、分類し、今後5年間の取組み方針について協議
12. 6 令和5年度第4回理事会において、後期計画の重点取組み目標について協議し、了承。同月14日開催の第2回評議員会（14日）においても同内容について協議し、了承
12. 21 第4回策定会議において、後期計画の具体的な取組み事項について協議し、計画素案を作成
12. 27 利用者、家族（保護者）会及び職員を対象に、後期計画素案に対する提案、意見等の募集を依頼
- 令和6. 1. 31 後期計画素案に対する提案、意見等の集約結果に基づき、後期計画素案を修正
2. 13 第18回施設長会議（中長期計画検討会議）において、後期計画案について協議
2. 28 令和5年度第5回理事会において、後期計画案について協議し、了承。3月13日開催の第3回評議員会においても同内容について協議し、了承

施設長会議（中長期計画検討会議）名簿

役 職	氏 名
理事長	井上 俊治
本部本部長（常務理事）	小出 光男
事務局長	小林 伸一
身障部本部長、梓荘施設長	滝澤 武夫
ささらの里施設長	丸山 智史
知障部本部長、共立学舎施設長	三村 知子
あい・アドバンス今井施設長	細萱 和彦
総務課長、障害者相談支援センター中信センター長	奥原 和彦
経理課長	新保 絵里
総務課専門員	上條 大地
総務課総務担当係長	百瀬 博幸
経理課主任	佐藤 俊和

中長期計画策定チーム名簿

所属（担当施設等）	役 職	氏 名	備 考
経理課	主 任	佐藤 俊和	
障害者相談支援センター中信	係 長	山田 洋	リーダー
地域サポートセンター	支援員	中澤 雪乃	
梓荘	主 任	岸田美智子	
	支援員	赤澤 育朋	
ささらの里	主 任	杉山 瑞恵	
	主 任	増田 潤	
	主 任	片岡 美樹	
こきりこささら	支援員	磯田 一馬	
みすぎの森	支援員	長野 利彦	
共立学舎	主 任	太田 笑	
	主 任	中川奈央子	サブリーダー
チャレンジ松本	支援員	高原 雄希	
あい・アドバンス今井	主 任	平藤 祐嗣	
	主 任	寺岡 千史	
ささらの里	施設長	丸山 智史	オブザーバー
あい・アドバンス今井	庶務課長	窪田 秀志	
共立学舎	支援課長	青木 崇	
総務課	総務課長	奥原 和彦	事務局
	専門員	上條 大地	
	係 長	百瀬 博幸	

用語解説

※1 中信地域

中信地域は、長野県松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、東筑摩郡、北安曇郡及び木曽郡を指し、当法人の設立に関わった市町村です。

なお、計画における「地域」の表現は、政治、経済、文化等の全体社会の一部を構成する「地域社会」という意味で用いています。

※2 ガバナンス

ガバナンス (governance) は、主に「統治」、「管理」、「支配」などと和訳され、「権力ある地位にある者が組織をうまく取り仕切り良好な状態を保つ」という意味合いを含んでいます。ただし、上から下への一方的に支配というニュアンスよりは、組織や社会に所属する当事者たちが意思決定に携わる「自治」のニュアンスが強いものです。

※3 イコールフットィング論

かつて社会福祉事業は、行政と社会福祉法人によってのみ実施されていましたが、介護保険制度に見られるように、増大する社会福祉ニーズに対応するために株式会社を含む民間事業者への門戸は今や大きく開かれています。一方で、特別養護老人ホーム、保育所等の施設運営は依然として社会福祉法人に限定されており、同じ在宅介護サービスを提供しているにもかかわらず、社会福祉法人には施設整備補助金が出たり、法人税が非課税という特別な対策がありました。民間事業者への平等な事業参入を求める「イコールフットィング論」はこれらの背景から急激に強まったものです。

※4 社会福祉法人制度改革

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について ① 経営組織のガバナンスの強化、② 事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、③ 介護人材の確保を推進するための措置、④ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し措置が講じられたものです。

1 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）

ア 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等

イ 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額）の明確化

ウ 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

平成29年度（2017年度）から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

※5 地域における公益的な取組み

すべての社会福祉法人は、その高い公益性から「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。（社会福祉法第24条第2項に定められています。）

※6 セーフティネット（セーフティーネット）

セーフティネット（safety net）は、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み（社会保障の一種）のことです。社会福祉法人においては、利用者への安定した福祉サービスの提供やセーフティネット等の取組みのため、安定的及び継続的な経営基盤が重要な課題であり、そのためには財務の中長期、短期の健全性を確保することが重要であるとされています。

※7 支援費制度

支援費制度は、平成15年（2003年）4月に導入され、従来の「措置制度」から大きく転換されたものです。措置制度は、行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。しかし、導入後には、サービス利用者数の増大や財源問題、障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな課題が生じてきました。これらの課題を解消するため、平成17年（2005年）11月に「障害者自立支援法」が公布されました。新しい法律では、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」という）が導入され、支給決定のプロセスの明確化及び透明化が図られました。また、安定的な財源確保のために、国が費用の2分の1を義務的に負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）が導入されました。同制度については施行後も検討が行われ、特に利用者負担については、軽減策が講じられてきました。そして、平成22年（2010年）の法律改正では、利用者負担が抜本的に見直され、これまでの利用量に応じた1割を上限とした定率負担から、負担能力に応じたもの（応能負担）になり、平成24年（2012年）4月から実施されています。平成24年（2012年）6月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により平成25年（2013年）4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい者の範囲に難病等が追加されるほか、障がい者に対する支援の拡充などの改正が行われました。

※8 長野県障害者プラン2018

長野県は、「障害のある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として『居場所と出番』を見出すことができる社会」の実現を基本理念に掲げた「長野県障害者プラン2012」（平成24年3月）を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。平成30年度（2018年度）からは、長野県における障がいのある方の状況に的確に対応するため、「長野県障がい者プラン2018」を策定し、「全ての県民が理解を深め支え合う『心のバリアフリー』を推進」、「地域で安心して暮らせる自立生活への支援」、「生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進」を基本的視点として、今後、6年間に取り組むべき障がい福祉施策の方向性を示しています。

※9 共生社会

共生社会は、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことです。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。（文部科学省）

厚生労働省は、「地域共生社会」の実現に向けた今後の改革の骨格を以下のとおり示しています。

① 地域課題の解決力の強化

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」、「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

② 地域丸ごとのつながりの強化

耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障がい者、生活困窮者などの就労や社会参加の機会を提供する資源でもあります。社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

③ 地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

④ 専門人材の機能強化・最大活用

住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

※ 10 地域生活移行

地域移行は、住まいを施設や病院から単に元の家に戻すことではなく、障がい者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味しています。すべての障がい者は、地域で暮らす権利を有し、障がいの程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象となります。

※ 11 PDCA（サイクル）

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組みのことを指します。

※ 12 ICT技術

ICTとは、(Information and Communication Technology)の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。パソコンだけでなく、スマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。

※ 13 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) は、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、令和13年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであるとされます。

※ 14 コンプライアンス

コンプライアンス(compliance)は、日本語では「規則などに従うこと」、「遵守すること」と訳されます。近年は、コンプライアンスの概念や意味は広がり、「法律を守るだけでなく、企業倫理や社会規範、社会道徳、就業規則などの規則やルールを守る」といった意味で利用されるようになりました。

※ 15 DX

DX(デジタルトランスフォーメーション: Digital Transformation)は、デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革することを指します。経済産業省が「DX推進指標とそのガイダンス」において行った定義は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」としています。

※ 16 業務継続計画(BCP)

業務継続計画(BCP: Business Continuity Planning)は、災害などの緊急事態が発生したときに、法人などが損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画です。業務継続計画(BCP)の策定と研修・訓練の実施は、令和3年(2021年)4月から3年間の経過措置期間(努力義務)を経て、令和6年(2024年)4月からすべての障がい福祉サービス等事業者を対象に義務化されました。

※ 17 エンパワメント

エンパワメントは、個人や集団が自分の人生の主人公となるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくものです。この概念の根底にあるのは、能力や権限は訓練や指導によって後から付加されるものではなく、本人が本来持っている力が社会的制約によって発揮されていなかった場合、本人が力を発揮できるようにするために、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていく必要があります。

※ 18 成年後見制度

成年後見制度は、ノーマライゼーション及び自己決定の尊重の理念のもと、障がい者等本人の財産と権利を守るために平成12年(2000年)の介護保険制度とともにスタートしました。成年後見は、「判断能力が不十分な人」を守るもので、判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となった時に備えるための制度です。本人が元気で判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。法定後見には後見、保佐、補助の3つがあります。類型により、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

※ 19 合理的配慮

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づいて、障がいのある人から社会のなかにあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としている旨の意思が伝えられたとき、行政機関又は事業所は、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者には努力義務）が求められているものです。

※ 20 グループホーム（共同生活援助）

グループホームは、病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人たちが、専門のスタッフ等の援助を受けながら、小人数または一般の住宅で生活する社会的な介護の形態です。共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。

※ 21 利用定員

利用定員は、各種福祉サービスの指定基準に基づく利用者の定員を定めるものです。介護給付費等収入の算定基準になるもので、例えば、生活介護の利用定員は20人以上と定められ、21人～40人、41人～60人、61人～80人、81人以上に分かれ、それぞれ1～6の障害支援区分に応じて生活介護サービス費の単価が設定されています。

※ 22 ターミナルケア

ターミナルケア（終末期医療）は、医学的または生物的に延命することが不可能であり、延命治療は行わずに病気や障がいからの回復、病気や障がいの進行の遅延、心身の機能の維持を目的とするものです。終末期の患者に対して、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和または軽減することによって、人生の質、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）を維持及び向上することを目的として、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な措置を行うものです。

※ 23 療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を事業所等が行うものです。

※ 24 重度包括支援（重度障害者等包括支援）

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援するものです。

※ 25 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある方の社会参加と地域生活を支援します。

※ 26 強度行動障がい者

強度行動障がいは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを指します。適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた強度行動障がいに関する総合的な支援体制を構築するとともに、障がい者施設等の従事者が専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることが求められています。

※ 27 松本市自立支援協議会

松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡の5村（山形村、朝日村、生坂村、麻績村及び筑北村）の8市村で構成され、相談支援事業など地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置された「松本障害保健福祉圏域自立支援協議会」が令和4年（2022年）3月に解散しました。当法人は、その主旨を引き継いで設立した松本市自立支援協議会に加入しています。

※ 28 キャリアパス

企業などにおいて、社員がある職位に就くまでに辿ることとなる経験や順序を示すものです。個人の視点からは、将来自分が目指す職層を踏まえたうえでどのような形で経験を積んでいくかという順序や計画を明確にするものです。当法人においては、就業規則に定められています。

※ 29 チューター制度

福祉の現場において、新人職員に指導役となる入職1年目や2年目の先輩職員を付けるものです。新人職員は、誰に聞けばいいかで悩むことや答えがバラバラになることもありません。また、新人職員がチューターの先輩を糸口に職場の先輩たちとうち解けていくきっかけにもなります。一方で、少し仕事に慣れてきた入職1年目、2年目の職員は、チューターを任せられ新人に教えることによって、自分の介護への意識や技術を見直すことができます。

※ 30 放課後等デイサービス事業

放課後や長期休暇中の障がい児をサポートするサービスです。学校通学中の障がい児が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うものです。

※ 31 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。単に利用者が行きたいところと同行するだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割を担い、視覚障がいのある方の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。

※ 32 レスパイトサービス

レスパイトには息抜きという意味があります。介護を要する高齢者や障がい者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのことです。

※ 33 マクロレベル

ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）において、個人的な対応から地域環境をつくり制度を変えていくなど、ミクロからマクロ（ミクロレベル < メソレベル < マクロレベル）への連続した取組みの考え方です。ミクロレベルの介入は個人のもつ生活問題への支援、小規模のグループ等への介入や支援などを指し、メソレベルの介入は、ある程度大規模のグループ、地域社会等に関する介入です。マクロレベルの介入は、自治体等への働きかけ、政策立案、実施、評価などを指します。

※ 34 地域定着支援事業

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などの必要な支援を行うものです。このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで障がいのある方の地域生活の継続を目指すものです。

第1次中長期計画（おもいやりビジョン）後期基本計画

令和6年（2024年）3月

社会福祉法人中信社会福祉協会

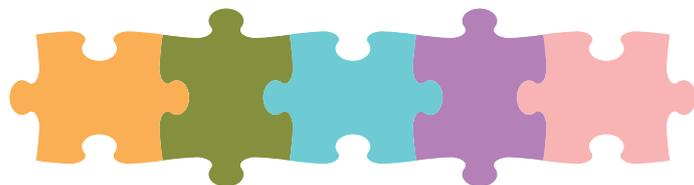
〒390-1702 長野県松本市梓川梓 2288 番地 3

TEL：0263-78-7203

FAX：0263-78-7204

URL：<http://chushin-sws.jp/>

電子メール：info@chushin-sws.jp



社会福祉法人
中信社会福祉協会

